

# 栃木県社会貢献活動の促進に関する 施策の基本方針

(平成28年度～32年度)

平成28年2月

栃 木 県



# 目 次

はじめに

第1章 策定にあたって.....	1
1 策定の趣旨.....	1
2 基本方針の性格.....	1
3 推進期間.....	1
4 基本方針の構成.....	2
第2章 社会貢献活動を取り巻く情勢と課題.....	3
1 人口減少・超高齢社会の到来などの急速な社会の変化.....	3
2 県民の社会貢献活動への参加.....	4
3 県民協働によるとちぎづくり.....	7
4 社会貢献活動団体の活動状況.....	9
第3章 基本目標及び施策の基本的考え方.....	14
1 基本目標.....	14
2 目指す将来像.....	14
3 基本方針の対象と目的.....	16
4 社会貢献活動に関する基本的事項.....	17
5 施策を展開するにあたっての基本的事項と各主体の役割.....	20
6 施策の実施に際しての県の姿勢.....	23
第4章 重点施策.....	24
施策体系図.....	24
1 県民の社会貢献活動への意識啓発及び活動実践の促進.....	25
2 地域における協働の推進.....	27
3 社会貢献活動団体の持続的発展のための活動基盤づくり.....	29
4 市民活動支援センターの機能拡充及び設立促進.....	31
5 社会貢献活動や協働に関する情報共有や情報発信力の強化.....	33
参考資料.....	35
栃木県社会貢献活動の促進に関する条例.....	35
社会貢献活動の促進に関する年表.....	37



## はじめに

本県を取り巻く社会経済情勢は、人口減少・超高齢社会の到来や急速な社会経済のグローバル化などにより大きく変化しており、私たちには柔軟な発想と新たな視点をもって課題を克服し、次の世代に活力あふれる“ふるさととちぎ”を引き継いでいくことが求められています。

このため、県におきましては、栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」において、「人も地域も真に輝く 魅力あふれる元気な“とちぎ”」を目指す将来像とし、その実現に向けて、「すべての県民が担い手として協働する」、「すべての地域が連携・協力する」、「すべての分野でとちぎの魅力を磨き上げる」の3つを基本姿勢として掲げ、とちぎづくりを進めていくこととしています。

こうした中、県内では、地域住民やボランティア、社会貢献活動団体、地域団体、企業、行政など地域の様々な主体が、互いにつながりを持ちその特性を活かしながら、多岐にわたる社会貢献活動を展開しています。さらに、平成27年（2015年）9月に発生した関東・東北豪雨においては、県内外から多くの義援物資や義援金が寄せられるとともに、1万人以上の方々がボランティア活動に参加されました。こうした支援の輪の広がりや、被災地の復旧・復興に大きく寄与するとともに、私たち県民に希望と勇気を与えてくれるものです。これらの社会貢献活動における「誰かの役に立ちたい」という気持ちこそが“ふるさととちぎ”づくりの大きな原動力であり、複雑多様化する地域課題を乗り越えていくための鍵となるものと考えております。

県では、「栃木県社会貢献活動の促進に関する条例」に基づき、「栃木県社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針」を策定し、諸施策を推進して参りましたが、今般、これまでの成果を踏まえて平成32年（2020年）までの5年間に県が実施する社会貢献活動促進施策の基本方針をとりまとめました。この基本方針においては、「地域とともに支え次代を創る」を基本目標に掲げ、地域の様々な構成員の参加のもと、共助の理念に基づく豊かで活力ある地域づくりを推進して参ります。

県民の皆様には、基本方針の趣旨を御理解いただき、社会貢献活動や協働による取組を通して、次代へ引き継ぐ“ふるさととちぎ”を共に創っていただきますようお願い申し上げます。

結びに、基本方針の策定にあたり貴重な御意見をいただきました、栃木県社会貢献活動促進懇談会委員の皆様並びに県民の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成28年2月

栃木県知事 福田 富一

# 第1章 策定にあたって

---

## 1 策定の趣旨

県では、これまで平成23年（2011年）5月に策定した「栃木県社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針」（以下「基本方針」といいます。）に基づき、県民の社会貢献活動への参加促進や、社会貢献活動団体への支援、人材育成、協働のしくみづくりなど、社会貢献活動に関する様々な施策を展開してきました。

この間、東日本大震災（平成23年（2011年））や関東・東北豪雨（平成27年（2015年））など大規模自然災害が発生しましたが、被災地の復興や避難者支援のために、多くの県民が寄附やボランティア活動を行うなど、大きな役割を果たしました。また、少子高齢社会において、これまで見聞きした事や体験した事をもとにして「住みよい地域を自分たちで創ろう」という気持ちが地域住民に広がり、安全安心な住みよい地域づくりや、まち・むらおこし活動などが、活発に行われるようになりました。

これらの社会貢献活動は、県民一人ひとりの「誰かの役に立ちたい、社会のために貢献をしたい」という想いが形となって現れたものです。個人の力は小さくても、同じ想いを持った人が集まり共に行動することが、地域社会を変える大きな原動力となります。また、つながり合うことで築かれた信頼感や、活動により得られた成果は、今後新たな課題が発生したときに、素早く柔軟に対応するための大切な「財産」となります。

県では、社会貢献活動の健全な発展を促進し、活力に満ちた地域社会と心豊かな県民生活を実現するため、今後5年間に県が行う社会貢献活動促進に関する各種施策について、その基本となる方針を取りまとめました。

今後、県は本基本方針に基づき、県民、ボランティア、社会貢献活動団体、地域団体、各種団体、企業、大学、市町等と協働しながら事業を展開していきます。

## 2 基本方針の性格

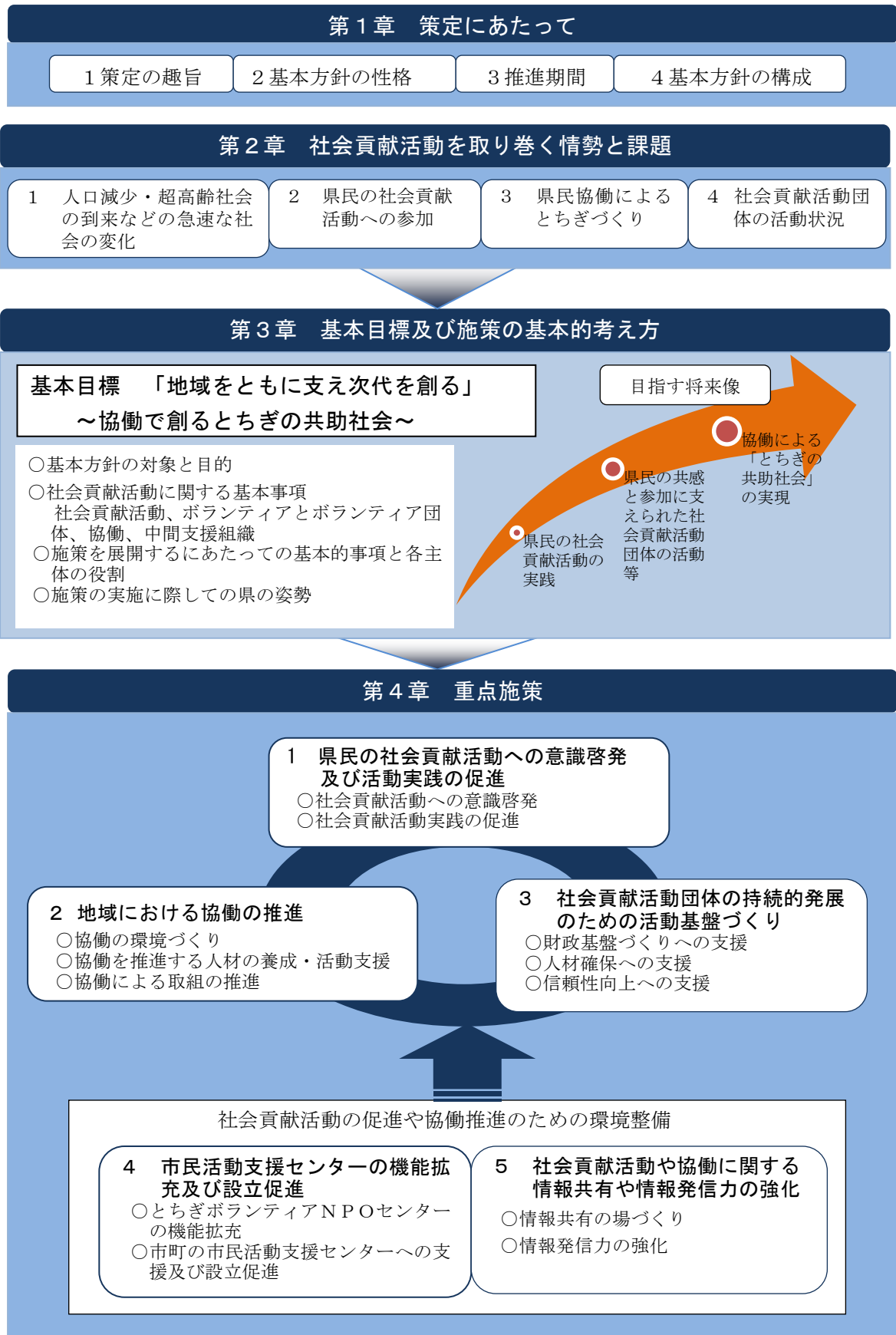
この基本方針は、「栃木県社会貢献活動の促進に関する条例」（平成15年（2003年）4月1日施行。以下「条例」といいます。）第9条第2項に規定する「栃木県の社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針」として策定するものです。

さらには、栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」に掲げる将来像の実現に向けて、本県における社会貢献活動の促進に関する施策の基本的考え方等を明らかにするものです。

## 3 推進期間

本基本方針の推進期間は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

## 4 基本方針の構成



## 第2章 社会貢献活動を取り巻く情勢と課題

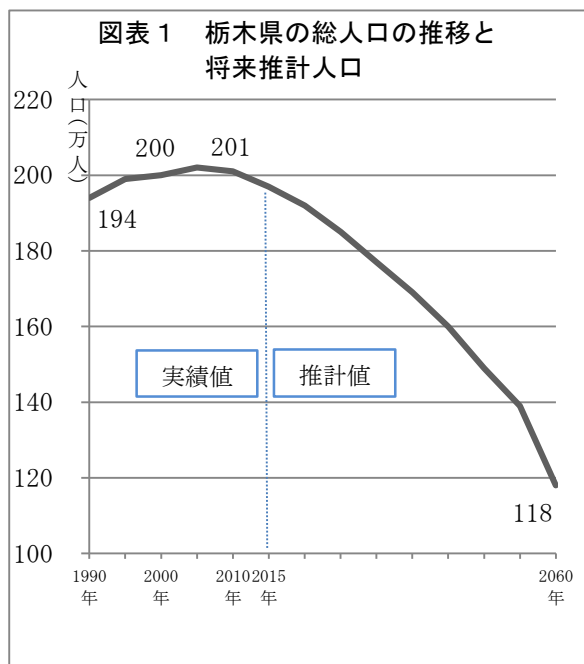
我が国では人口減少・超高齢社会の到来、経済のグローバル化や相次ぐ自然災害の発生への対応など、これまでにない課題に直面しています。これらの課題に対して、国や都道府県、市町村により様々な施策展開が行われているとともに、地域住民や社会貢献活動団体などによる活動が盛んに行われています。この章では、社会貢献活動を取り巻く情勢の変化を振り返り、今後の課題や方向性をみていきます。

### 1 人口減少・超高齢社会の到来などの急速な社会の変化

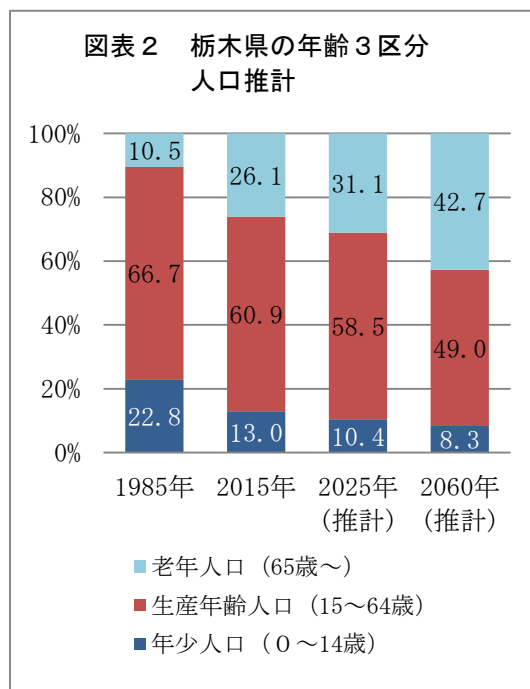
#### (1) 現状

本県の総人口は、平成17年（2005年）をピークに、その後、緩やかに減少しています。このままの傾向が続くと、平成72年（2060年）に本県の総人口は120万人を下回ると見込まれます（図表1）。

また、65歳以上の高齢者が人口に占める割合を示す高齢化率は、平成27年（2015年）は26.1%となっており、今後も少子高齢化等が進行すると、平成72年（2060年）の高齢化率は42.7%に達することが見込まれます（図表2）。



資料 総務省 国勢調査  
 栃木県 平成27年栃木県の人口  
 栃木県総合政策部推計



資料 総務省 昭和60年国勢調査  
 栃木県 平成27年栃木県の人口  
 栃木県総合政策部推計

#### (2) 社会の変化への対応のために

人口減少や超高齢化は、社会の担い手の減少を招き、経済社会活動の停滞やコミュニティ機能の弱体化、福祉面での負担増大を招く大きな原因となります。その影響は、都市部や郊外部、中山間地域などによって地域差を伴って現れています。

このような中、県民が安心して暮らすことができ、活力あるとちぎを創っていくため



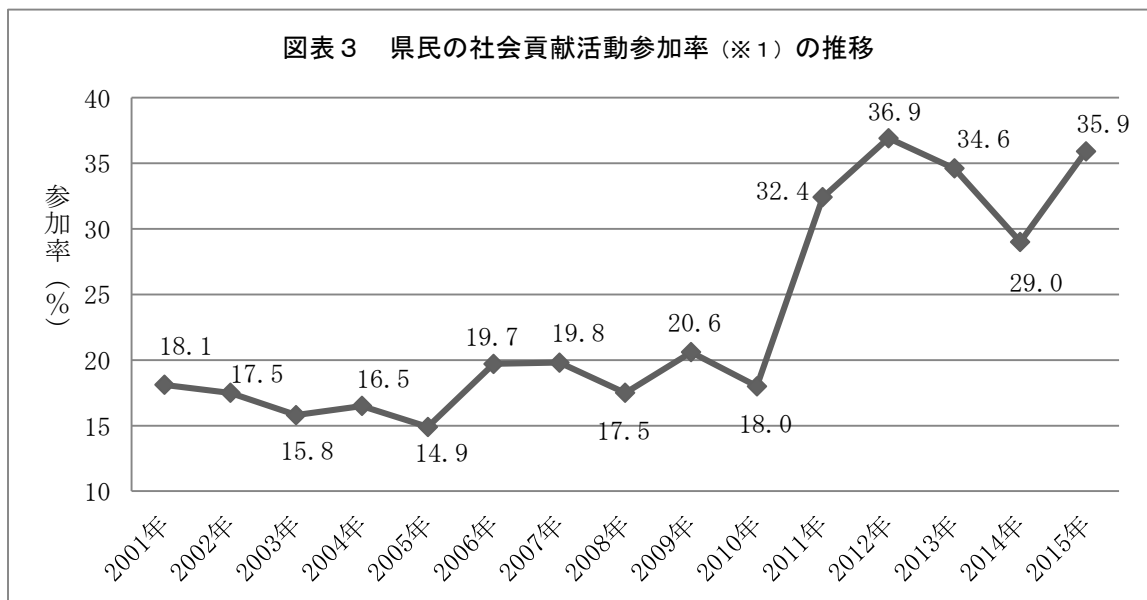
には、行政による総合的施策の展開だけではなく、県民一人ひとりが家庭や地域、職場など様々な場面でその力を十分に発揮していくことが必要となっています。県民が「他人事」を「自分事」として社会や地域の問題を捉え、ある場面では他の人に支えられ、ある場面では自分が他の人を支える、というような“お互い様”の意識が社会を動かす原動力となります。政治や行政の対応がなければ解決できない問題がある一方、県民の意識と行動が変わることで解決ができる問題もあることを、改めて認識する必要があります。

## 2 県民の社会貢献活動への参加

### (1) 県民の社会貢献活動参加率の推移等

県民の社会貢献活動参加率をみると、東日本大震災後の平成24年（2012年）に36.9%となり、その後一時低下傾向にありましたが、平成27年（2015年）は35.9%となっています（図表3）。参加率を年齢別にみると、最も参加率が高いのは60歳代の42.8%で、次いで40歳代の41.4%となっています。これに対して20歳代の参加率は22.0%、30歳代は26.7%と低くなっています。また、「今まで参加したことはなく、今後も参加するかどうかわからない」と「今まで参加したことはなく、今後も参加するつもりはない」の合計は、20歳代で29.4%、30歳代で38.7%となっています。また、男女を比べると女性の参加経験が高くなっています（図表4）。

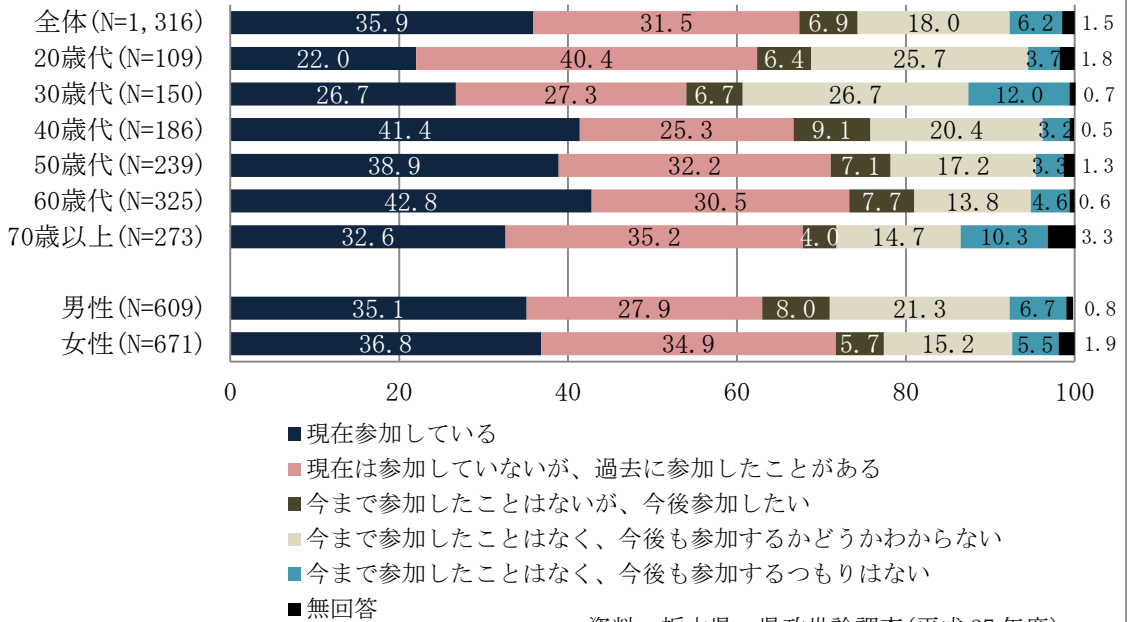
社会貢献活動に参加していない理由をみると、「自分の自由になる時間がない」が35.7%と最も多く、次いで「活動を行う体力に自信がない」（30.4%）、「活動を始めるきっかけがない」（27.3%）などとなっています（図表5）。



資料 栃木県 県政世論調査

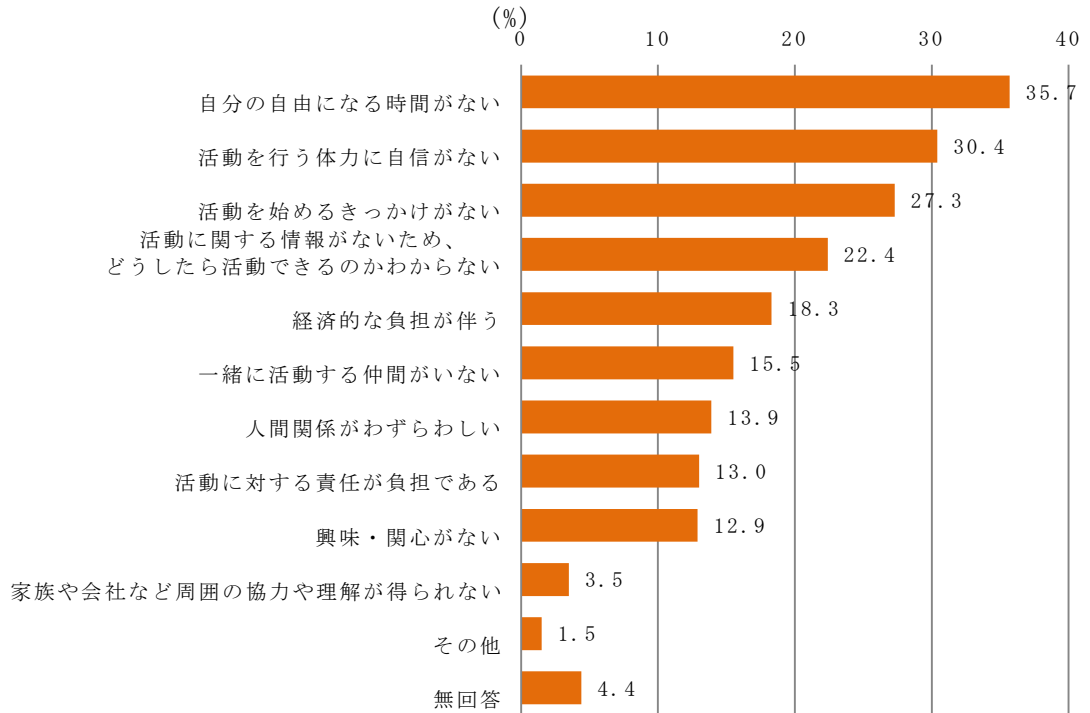
※1 県政世論調査において「社会貢献活動」について、次のように例示しています。  
「募金、寄附、プルタブ・エコキャップなどの物品収集や公園清掃などの活動、ボランティアやNPO（非営利活動団体）活動、コミュニティ活動、自治会、育成会等の地域活動など」  
また、社会貢献活動参加率とは、「現在参加している」と回答した県民の割合をいいます。

図表4 社会貢献活動参加への意向 (%)



資料 栃木県 県政世論調査(平成27年度)  
 ※ (N=〇〇) は、回答者数を表します (以下同じ)。

図表5 社会貢献活動に参加しない理由 (N=906、3つ以内を選択)



資料 栃木県 県政世論調査(平成26年度)

(2) 社会貢献活動の意義と参加促進に向けての課題

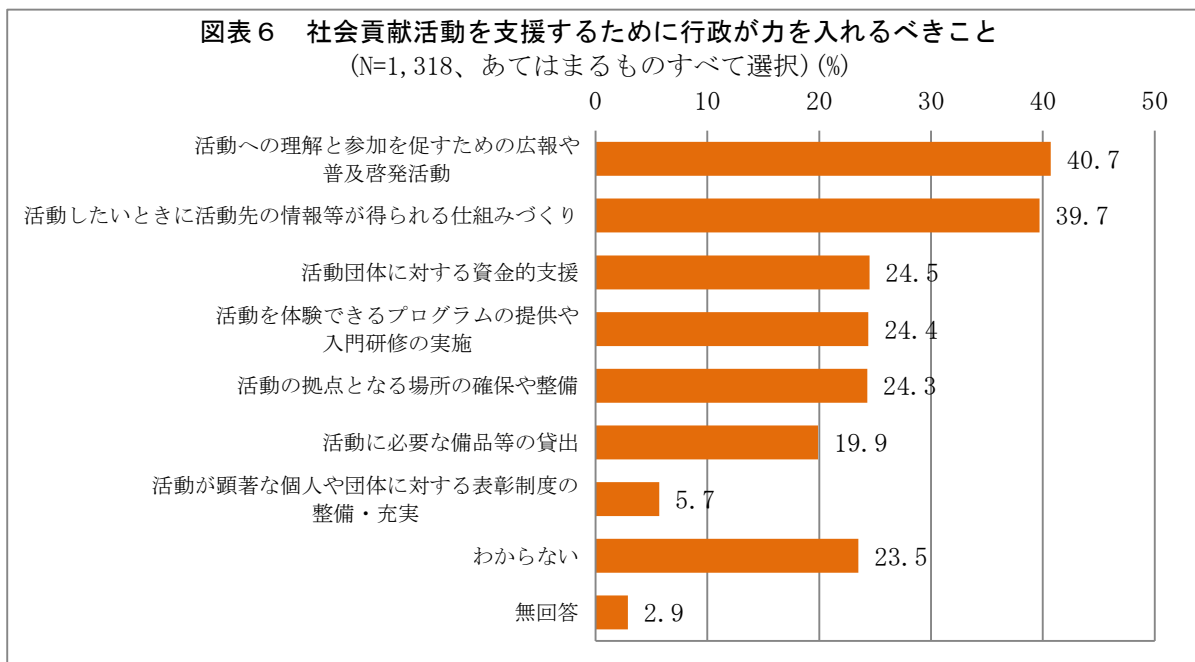
社会貢献活動を行う理由は、「生きがいとして」、「困っている人を助けたい」、「身近な地域をより良くしたい」など、それぞれの価値観に基づきますが、社会貢献活動

は年齢、性別、職業の有無などにかかわらず、誰にでもできる社会参加として大きな意義を持っています。一人ひとりが生活の中で感じた疑問や体験した困りごとの解決を思い描いて第一歩を踏み出すことは、自己実現のひとつの姿であり、さらには地域課題の解決や魅力ある地域づくりにつながります。特に女性は、生活に密着した視点を持ち、地域活動との関わりが深い場合も多く、女性活躍の場の一つとなっています。

今後、県民誰もが社会貢献活動の第一歩を踏み出せるようになるためには、学生・勤労者世代・シニア世代などのライフステージやライフスタイルの違いに応じて自分に合った活動ができるようにすることが大切です。そのためには、社会貢献活動団体、地域団体、行政等が、地域や社会で何が起きているのか積極的に発信するとともに、実際に参加できる具体的な取組を紹介し理解してもらうことが必要です（図表6）。

また、社会貢献活動のひとつとして「寄附」があります。寄附はいわば“金銭等によるボランティア”であり、直接ボランティア活動に関わるができない場合であっても、寄附先の団体の社会貢献活動を通して自らの意志を社会に反映させる手段となります。寄附された金銭等は貴重な活動資金になることから、寄附を「文化」として定着させ、社会貢献活動団体を県民全体で支える気運を醸成することが大切です。

なお、平成32年（2020年）に開催される東京オリンピック・パラリンピック及び平成34年（2022年）に本県で開催する第77回国民体育大会・第22回全国障害者スポーツ大会では、「おもてなしの心」や「思いやりの心」を表すひとつとして、スポーツ、福祉、文化・教育、国際交流、観光など各分野でのボランティアの活躍が期待されています。そして、大会終了後もその効果を「遺産（レガシー）」として継承していくことが重要です。このため、これらの大規模イベントを契機とし、その後の活動継承に向けて、社会貢献活動参加に対する気運を醸成していく必要があります。



資料 栃木県 県政世論調査(平成26年度)

### 3 県民協働によるとちぎづくり

#### (1) 県民ニーズの多様化と市民活動の高まり

かつての日本では、地域内で問題が発生したとき、隣近所や自治会、青年団や婦人会などの地域コミュニティ組織の「助け合い」による解決が多くみられました。しかし、高度経済成長を遂げ、豊かさが経済的な価値で量られるようになると、その助け合いが次第に弱まり、地域の問題は行政に任せるといった傾向が高まってきました。国や地方自治体は多様化する要望にこたえるために、様々な施策を展開してきましたが、社会情勢の変化に伴い、行政だけで対応することは次第に困難となってきました。

そういった中で、行政の動きを待つのではなく、市民<sup>※2</sup>の力で問題を解決したり、サービスを提供しようという市民活動が盛んに行われるようになりました。特に、阪神・淡路大震災（平成7年（1995年））におけるボランティア活動をきっかけとして平成10年（1998年）に制定された特定非営利活動促進法（以下「NPO法」といいます。）は、市民活動団体に法人格を付与する画期的な法律であり、社会的に市民活動団体が必要とされていることを示す象徴的なものとなりました。

※2 市民  
社会参加の主体となる者のことをいいます。（行政単位としての市町村の住民という意味ではありません。）

#### (2) 「新たな“<sup>おおやけ</sup>公”」の担い手との地域づくり

このような状況を踏まえ、県は、平成18年（2006年）から平成22年（2010年）を推進期間とする栃木県総合計画「とちぎ元気プラン」で「新たな“<sup>おおやけ</sup>公”を<sup>ひら</sup>拓く」という考え方に立ち、行政のみが公共的サービスを担うという従来の考え方から脱却し、行政と県民、ボランティアや社会貢献活動団体、地域団体、企業や大学等の地域の構成員全員が地域づくりの担い手であり、これらの主体の協働<sup>※3</sup>により地域課題の解決を導くという姿を示しました。その後の栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」（平成23年（2011年）～平成27年（2015年））においても、とちぎづくりの基本姿勢を「新たな時代の“<sup>おおやけ</sup>公”を実現する」と位置づけ協働によるとちぎづくりを目指してきました。

国も、平成20年（2008年）に策定された国土形成計画において、「市民の参加と選択のもとでNPOや企業等が公共的な財・サービスの提供を「官」とともに支えていく」という「新しい公共」による地域づくりの考え方を示し、「新しい公共の担い手育成」のための施策を展開してきました。そして、平成27年（2015年）3月には、内閣府が設置した有識者会議である「共助社会づくり懇談会」が報告書をまとめ、人口減少・超高齢社会による経済状況の悪化や地域社会の衰退等を乗り越えるための処方箋の一つとして「共助社会<sup>※4</sup>づくり」の推進を提言しています。

※3 協働

県民、ボランティア、社会貢献活動団体、地域団体、各種団体、企業、行政などの地域社会の構成員が、地域における課題解決のために、対等の立場で、互いの違いを認め補い合い、目的を共有しながら、連携・協力していくこと。詳しくは18ページを参照してください。

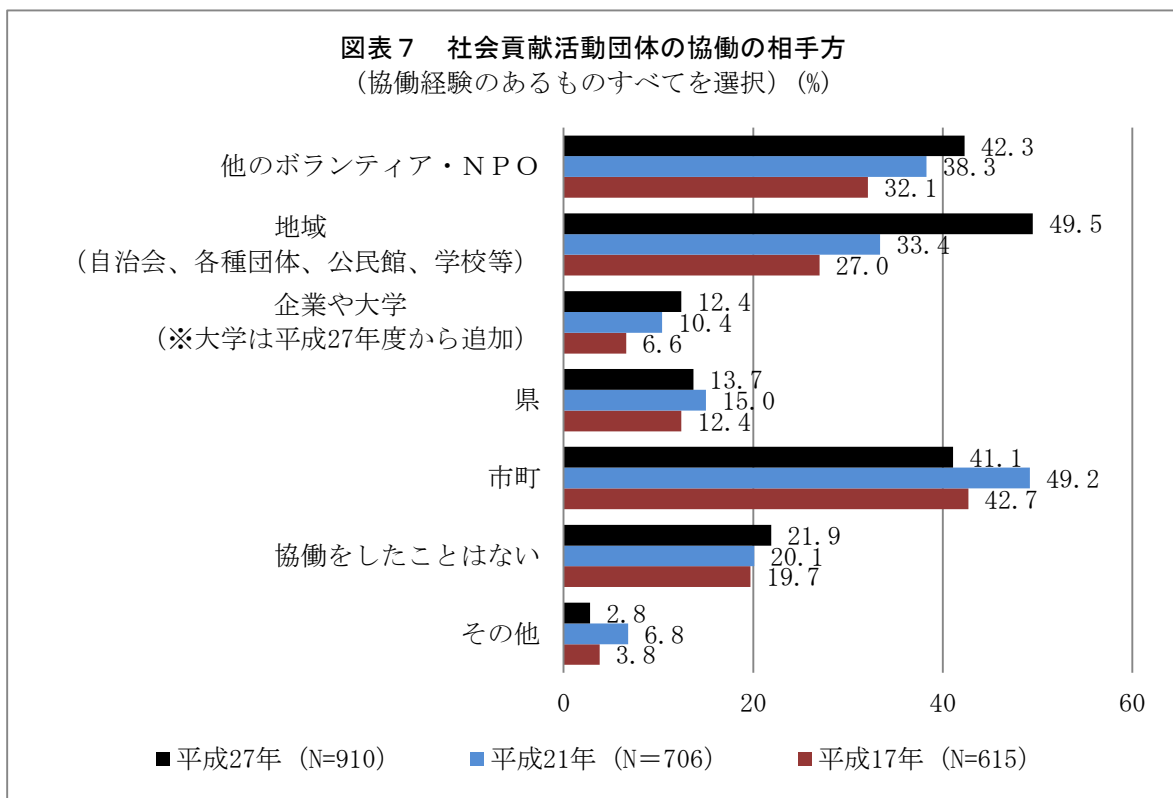
※4 共助社会

(内閣府共助社会づくり懇談会提言書「共助社会づくりの推進について」(平成27年(2015年)3月より)

「自分のことは自分で行うという「自助」の精神に立ちながらも、身近な分野で多様な主体が、共に助け合い、支え合うという「共助」の精神で活動することが重要である。(中略)国民一人ひとりに活躍の機会や場所があり、個人の多様な価値観や意思が尊重されながら、「新たな『つながり』が構築され、全員で作りに上げていく社会」=「共助社会」の実現を目指す必要があるのではないだろうか。」

(3) 協働による取組の拡大

現在、県内の社会貢献活動団体による協働は、他のボランティア・NPO、地域(自治会、各種団体、公民館、学校等)との取組が広がりを見せています。特に地域との協働は、平成17年(2005年)調査の27.0%から平成27年(2015年)調査の49.5%と約2倍に増加しており、地域活動においても社会貢献活動団体が大きな役割を果たしていることがうかがえます(図表7)。



資料 栃木県社会貢献活動団体に関する実態調査(平成17年、平成21年、平成27年)

(4) 県民協働によるとちぎづくりの推進に向けて

県民協働によるとちぎづくりを推進するためには、社会貢献活動団体をはじめ、地域団体や各種団体、企業、大学、行政など地域社会の構成員間の連携が進むよう、それぞれが情報交換や交流の機会を作り、地域課題の解決のために知恵を出し合っていくことが必要です。特に、企業や大学は、様々なノウハウを有しており、その特性を

活かした協働による取組への参加が期待されています。そして、取組成果については、県民共有の財産として広く公開され、新たな協働の礎となることが期待されます。

なお、協働経験のない社会貢献活動団体が2割程度あり（図表7）、協働のメリットや効果について理解を深めてもらうことで、取組への意欲を高めていく必要があります。

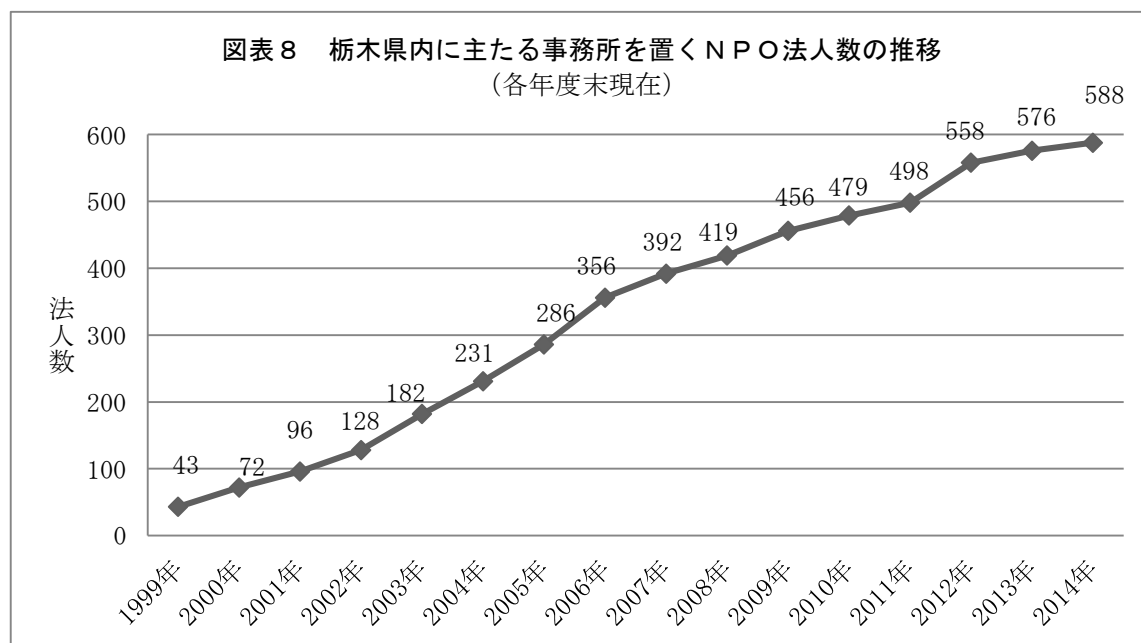
#### 4 社会貢献活動団体の活動状況

##### （1）社会貢献活動団体の活動概要

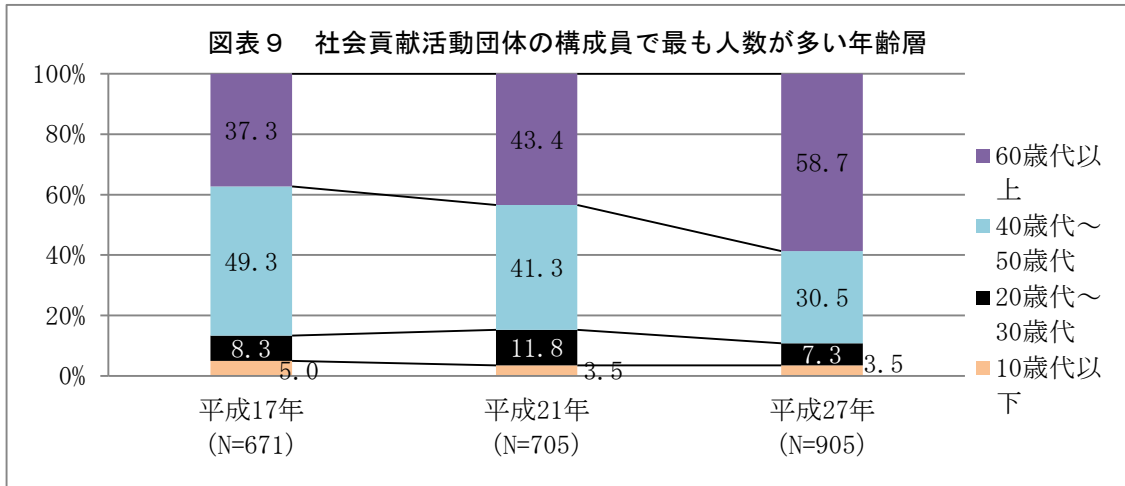
県内の社会貢献活動団体数について、例として栃木県内に主たる事務所を置く特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）数の推移を見てみると年々増加していることから（図表8）、任意団体も含めて増加傾向にあると推定されます。

社会貢献活動団体の構成員の年齢層をみると、過去の調査結果と比べて60歳代以上が増加しており、シニア世代が主な担い手となっていることがわかります（図表9）。活動規模を支出規模からみると、10万円未満の団体が37.5%、10万円以上100万円未満が34.2%と、100万円未満が全体の7割を占めています。任意団体とNPO法人では任意団体のほうが小規模な団体が多くなっています（図表10）。

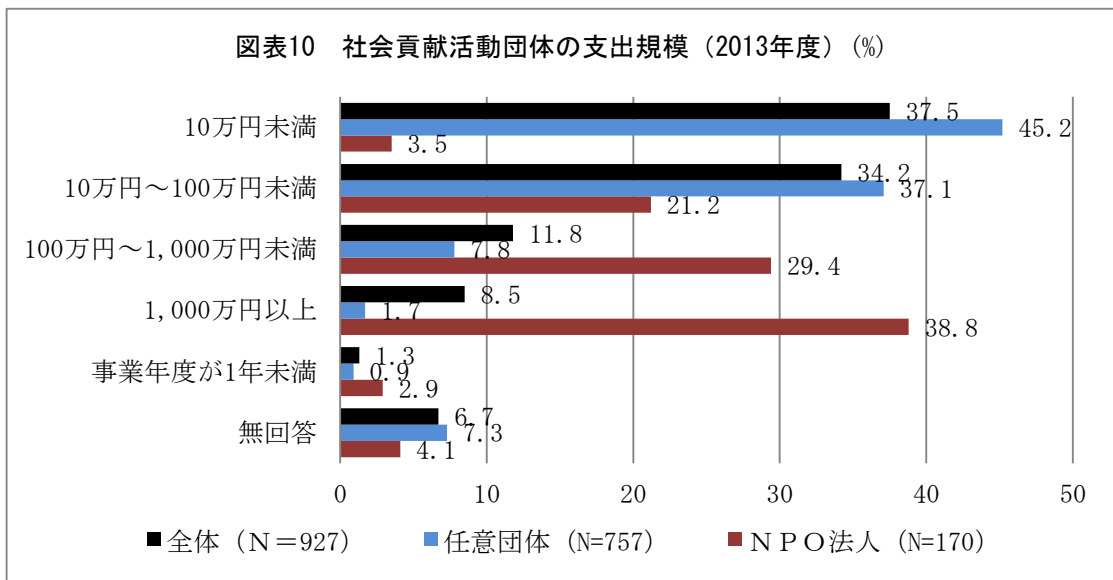
そして、「活動上で困っていること」をみると、NPO法人は「活動資金が不足している」が4割半ばと最も高く、「専任のスタッフがいない（足りない）」も3割と高くなっています。任意団体は、「会員・ボランティアが集まらない」が3割半ば、「後継者がいない」と「活動資金が不足している」が約3割となっており（図表11）、いずれも人材や資金面で困っていることがわかります。



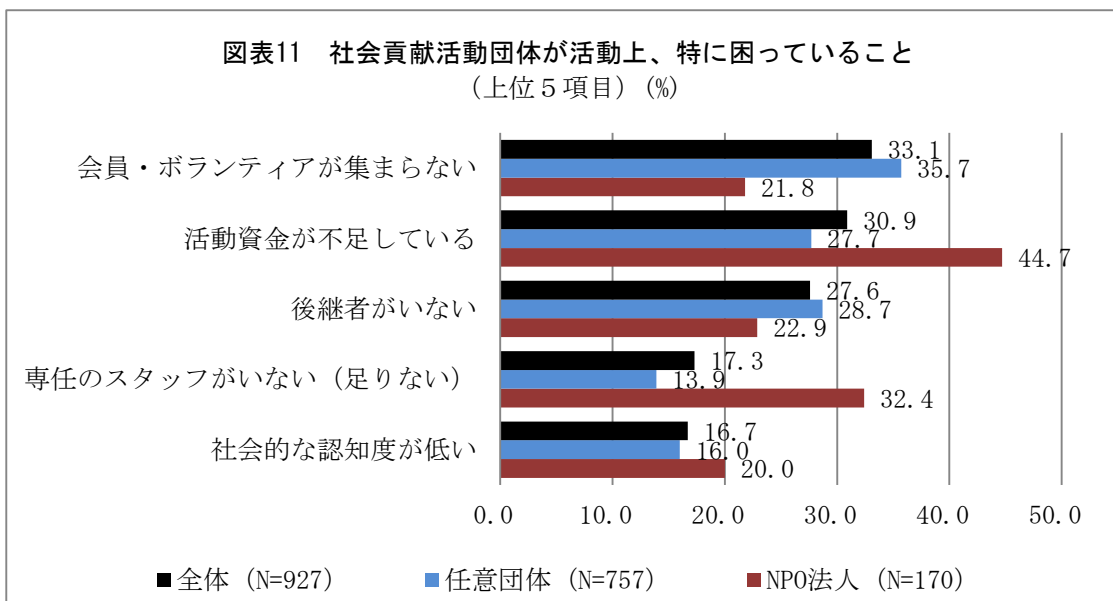
資料 栃木県県民生活部県民文化課調べ



資料 栃木県社会貢献活動団体に関する実態調査(平成17年、平成21年、平成27年)  
 ※無回答の団体を除いて集計しています。



資料 栃木県社会貢献活動団体に関する実態調査(平成27年)



資料 栃木県社会貢献活動団体に関する実態調査(平成27年)

## (2) 社会貢献活動団体の活動の安定に向けて

社会貢献活動団体が安定的に活動を継続するためには、資金調達や人材育成、運営方針の決定、会計処理、情報公開などの知識や技術向上を図ることが欠かせません。団体の活動方針によって資金の調達方針やボランティアの集め方は異なりますが、社会貢献活動団体は、「市民により育てられ支えられる」と言われるように、財務状況を含めて団体の活動について広く情報を発信し、県民の共感を得ることが大切です。透明性の高い情報を提供し県民の信頼を得ることで、活動参加や寄附の申し出、サービス提供の要請につながります。

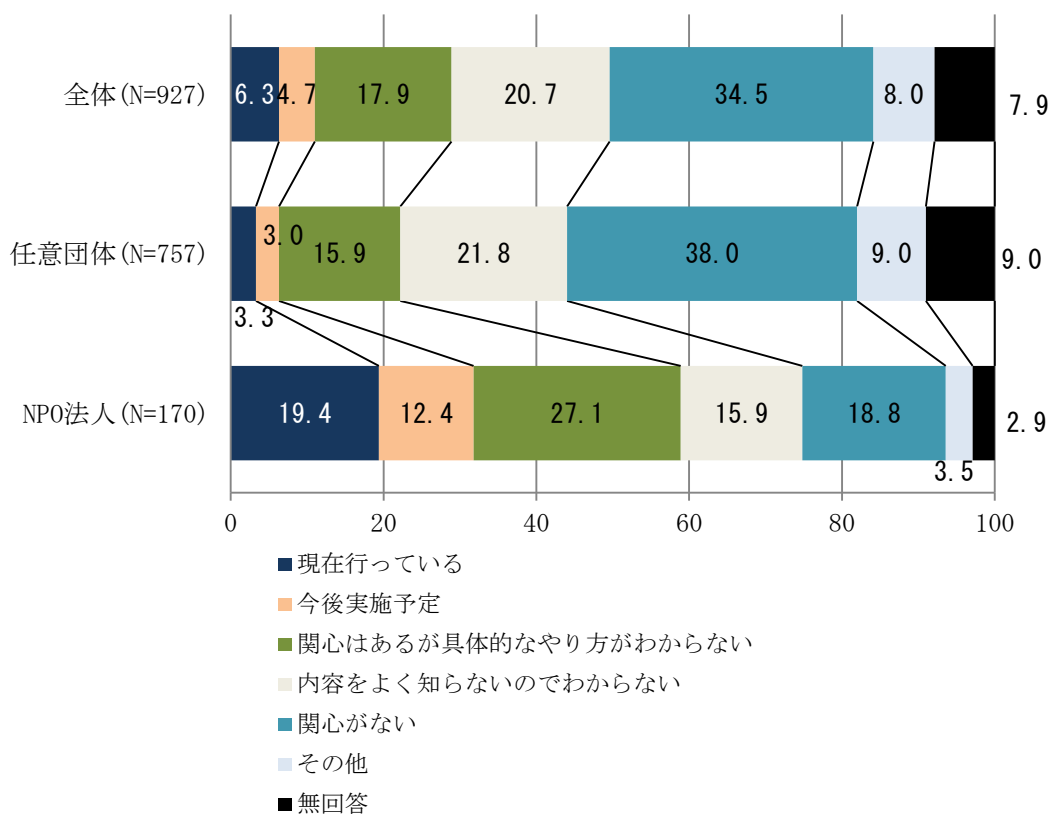
また、近年、コミュニティ・ビジネス<sup>※5</sup>の実施主体として社会貢献活動団体への期待が高まっています。現状では、「コミュニティ・ビジネスに関心があるが、具体的なやり方がわからない」という意見が特にNPO法人で見られます（図表12）。コミュニティ・ビジネスは、ビジネス的手法で地域課題の解決や地域活性化を図るものですが、社会貢献活動団体にとっては、資金調達手段の一つともなることから、活動内容に照らしてコミュニティ・ビジネスが適する場合は、検討・実施が考えられます。

### ※5 コミュニティ・ビジネス

地域が抱える課題を、地域資源を活かしながらビジネス的な手法で解決する事業をいいます。地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されています。

- (具体例)
- ・ 買い物に行けない方のための巡回移動販売事業や送迎事業、配食事業等
  - ・ 空き家を再生した店舗での飲食業や小売店舗の展開
  - ・ 地域の特産品を活用した観光交流活性化事業 など

図表12 コミュニティ・ビジネスへの関心 (%)



資料 栃木県社会貢献活動団体に関する実態調査(平成27年)

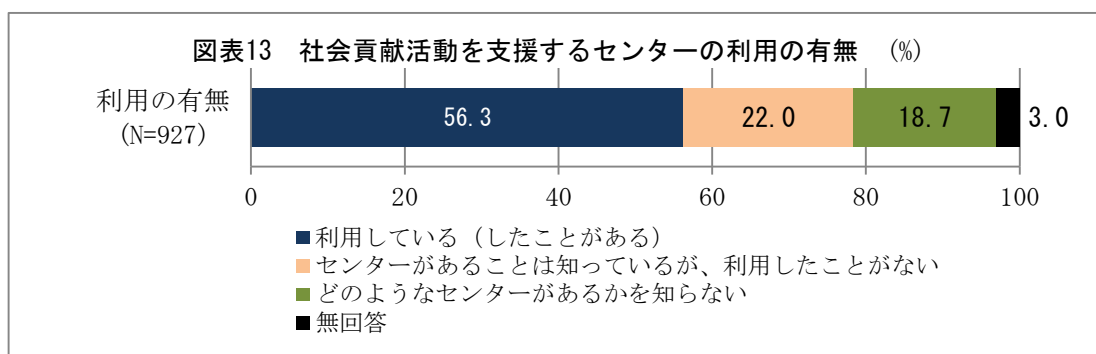


### (3) 社会貢献活動の支援拠点の活用

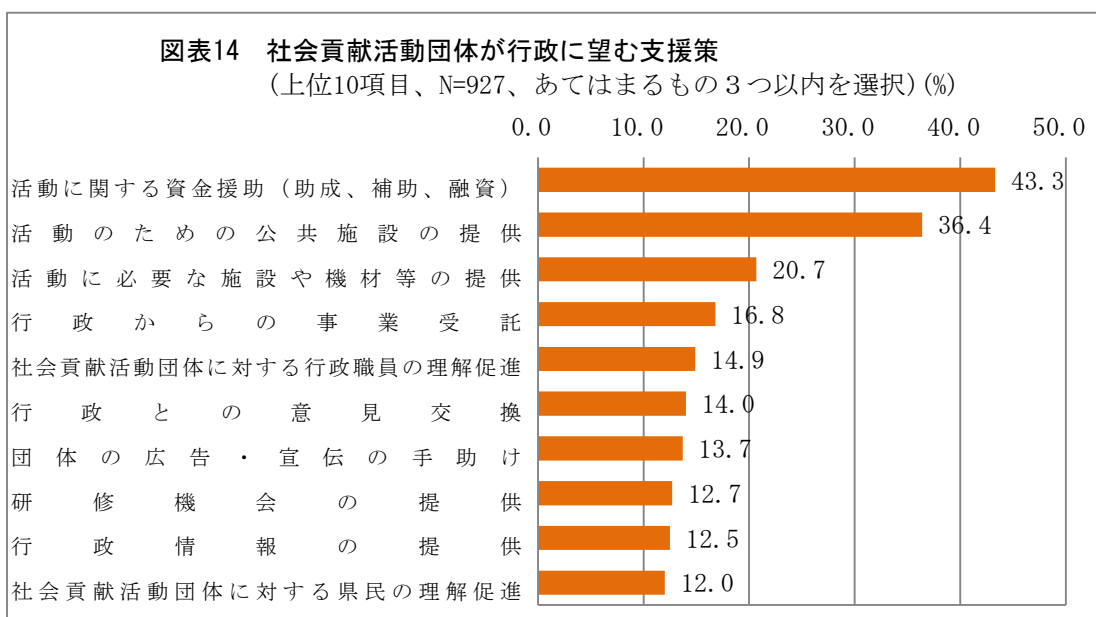
県内には、社会貢献活動や協働に関する相談、情報提供、研修の機会の提供、活動に関する施設や機材の提供、団体間の交流促進など、市民が行う自由な社会貢献活動を身近にサポートするため行政や民間団体により設置された支援拠点（センター）※6があります。社会貢献活動団体のセンター利用状況をみると、「利用している（したことがある）」が56.3%と半数を超えています。その一方、「センターがあることは知っているが、利用したことがない」が22.0%、「どのようなセンターがあるのかを知らない」が18.7%となっています（図表13）。センターの存在や利用するメリットを県民に具体的に知ってもらい利用を促すことは、社会貢献活動団体の多様な活動の展開につながります。

また、社会貢献活動団体や県民の活動の充実を図るため、センターの設置箇所を増やしたり、支援機能を向上させたりすることも重要となっています（図表14、図表15）。

※6 市民が行う自由な社会貢献活動を身近にサポートするため行政や民間団体により設置された支援拠点（センター）  
「市民活動支援センター」、「ボランティア活動支援センター」等の名称で設置されています。  
詳しくは19ページを参照してください。

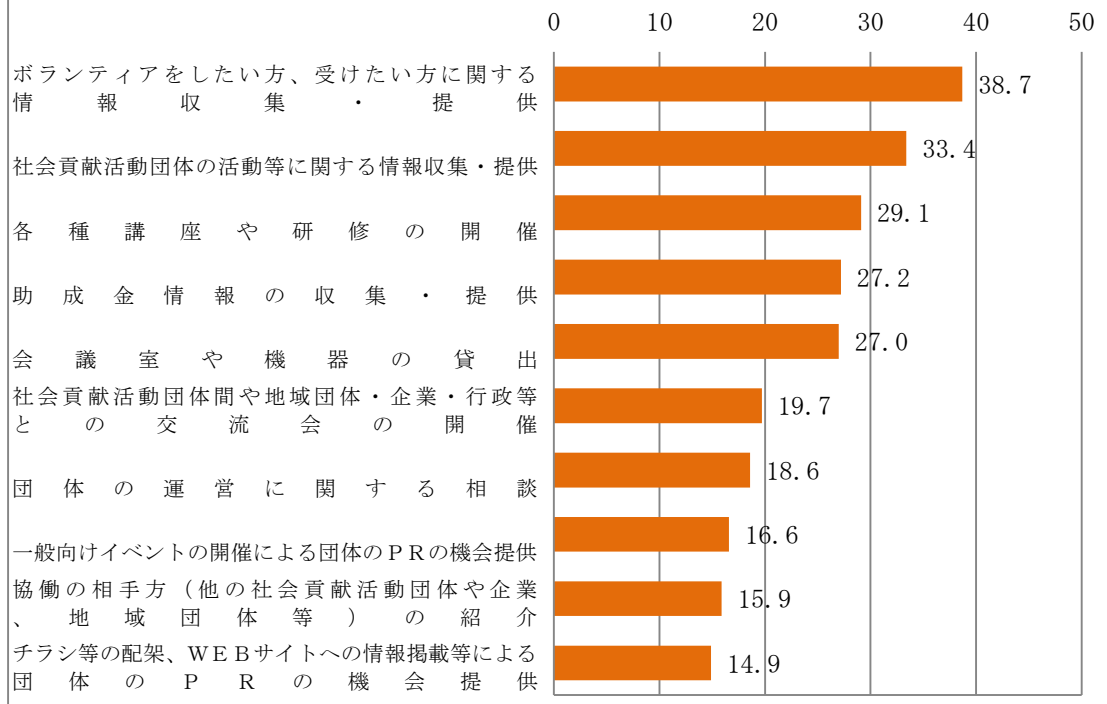


資料 栃木県社会貢献活動団体に関する実態調査(平成27年)



資料 栃木県社会貢献活動団体に関する実態調査(平成27年)

図表15 社会貢献活動を支援するセンター機能のうち、充実している  
 良いと思う機能  
 (上位10項目、N=927、あてはまるもの5つ以内を選択)(%)



資料 栃木県社会貢献活動団体に関する実態調査(平成27年)

## 第3章 基本目標及び施策の基本的考え方

この章では、基本目標、基本方針の対象と目的、社会貢献活動に関する基本的事項、社会貢献活動の促進に関する施策の基本的方向等を示します。

### 1 基本目標

本県は人口減少・超高齢社会の到来による地域活力の低下に直面しています。この困難を克服し、県民が心豊かに安心して暮らすとともに、活力あふれる栃木県を次世代に引き継ぐためには、「みんなでより良い社会を創る」という意識のもと、「個人の多様な価値観や意思が尊重されながら、新たな『つながり』が構築され、全員で作りに上げていく社会（＝共助社会）」を目指して、県民が互いにつながり支え合っていくことが大切です。そのためには、県民が社会貢献活動に対する意識を高め、「できる範囲で、できる事を始める」ことが重要であり、この姿勢が全員参加の支え合いによる地域づくり（共助社会づくり）の始まりとなります。

共助社会づくりの支え手は、県民一人ひとりのもとより、社会貢献活動団体や地域団体、各種団体、企業や学校、行政といった地域社会の構成員であり、それぞれの役割や強みを十分に発揮しながら共通の目標に向けて連携・協力（＝協働）していく必要があります。

そこで、この基本方針においては、「地域社会の構成員が、それぞれの能力を發揮しながら社会貢献活動を通してつながり、共に支え合いながら次代の活力ある“ふるさととちぎ”を創造すること」を基本目標とします。

**基本目標 「地域をともに支え次代を創る」**  
～協働で創るとちぎの共助社会～

### 2 目指す将来像

▶ 県民一人ひとりが地域の課題に気付き、その能力を十分に発揮しながら身近な社会貢献活動を実践しています。

【将来像】 個人が地域社会で何が起きているのかについて関心を持ち、個人ごとの意思や価値観が尊重される中で、より良い地域をつくるため、身近なボランティアに取り組んでいます。また、共感できる活動に募金や寄附などの支援をしています。

社会貢献活動は年齢や性別、生活環境の違いにかかわらず取り組むことができる社会参加であり、誰もが誰かに必要とされているという自己肯定感のもと、その能力を十分に発揮しています。

**【事例】 関東・東北豪雨（平成 27 年(2015 年)9 月）におけるボランティア活動**



県内外から集まったボランティア(栃木市)

関東・東北豪雨によって県内で甚大な被害が発生しましたが、発生直後から県内外のボランティアが集まり、のべ1万1千人が泥出しや家具の片付けなどを行いました。企業や各種団体からも物資の提供や社員のボランティア参加など多くの支援がありました。

また、「栃木県台風 18 号等災害義援金」には、3 億円を超える善意が寄せられ、被災者の生活立て直しに役立てられています。

これらのボランティア活動や義援金は、改めて、人と人とのつながりや互助・共助の大切さを考えるきっかけとなりました。

- **社会貢献活動団体が県民の共感と参加に支えられながら、地域の課題解決や新たな価値創造に取り組んでいます。また、地域団体や各種団体、企業、大学等もその特性を活かしながら社会貢献活動に取り組んでいます。**

**【将来像】** 地域課題に気付いた県民が、自ら社会貢献活動団体を設立したり、構成員として参加するなど、活動を発展させています。

社会貢献活動団体は、県民の共感を得ながら安定的・継続的に活動を展開し、地域課題の解決や地域活性化に取り組んでいます。その結果、分野や垣根を超えて効果が波及したり、将来的な課題の発生にも対応できるような仕組みや人・組織間のネットワーク構築など“新たな価値が創造”されています。

また、地域団体や業種別の各種団体、企業、大学等も、それぞれが持つ強み（人のつながり、人材、経済力、ノウハウ等）を活用して社会貢献活動に取り組んでいます。

**【事例】 生活困窮者に対する支援活動「フードバンク」**



フードバンクに理解と協力を求める  
チャリティーウォーク  
(認定 NPO 法人とちぎボランティアネットワーク)

「フードバンク」とは、賞味期限内にもかかわらず様々な理由で余っている食品を集めて、生活に困窮している方や福祉施設等に寄贈するしくみです。県内でも NPO 等による支援の輪が広がりつつあります。

フードバンクの運営のためには、個人、企業、農家からの食品の寄贈の他、食品の仕分けや配送などのために多くのボランティアの力が必要です。

フードバンクの活動に県内でいち早く取り組んだ認定 NPO 法人とちぎボランティアネットワークでは、生活困窮に至らざるを得なかった社会的背景やその解決への支援を県民や企業に呼びかけ、多くのボランティアに支えられ活動を行っています。

### 【事例】 地域課題とつながる社会貢献活動団体



雪下ろしボランティアの活動  
(認定 NPO 法人宇都宮まちづくり市民工房)

県内には過疎が進行し、集落の維持が困難になっている地区があります。日光市三依地区もその一つで高齢化率が 50%を超えており、雪下ろしや耕作放棄地の増加も大きな問題となっています。

宇都宮市で活動する認定 NPO 法人宇都宮まちづくり市民工房は、その現状を知り、都市部住民が高齢化集落で何かできないかと考え、平成 19 年（2007 年）から、「三依プロジェクト」を始めました。ボランティアによる雪かき隊派遣、耕作放棄地の再生事業、野岩鉄道や地元自治会などの協働によるイベント「三依杯雪合戦」の開催などを通して、交流人口の増加を図り、集落の活性化を目指しています。

➤ 県民、ボランティア、社会貢献活動団体、地域団体、各種団体、企業、大学、行政等が協働による取組を拡大することで、共助社会が形成され、活力ある“ふるさととちぎ”が実現しています。

【将来像】 地域の多様な構成員が、互いの立場を尊重し、それぞれの得意分野を生かし合い連携しながら、共通の地域課題の解決や地域活性化のために取組を進めることで、それぞれの主体が単独で取り組むよりも大きな成果を生んでいます。

協働による取組が広がることで、人や組織のつながりが深まり、より幅広い支え合いと活力に満ちたとちぎが実現しています。

### 【事例】 住民による地域おこしの取組



「小砂環境芸術祭」の舞台となる里山

那珂川町小砂地区は人口約 700 人、240 世帯の集落です。県外から移住した住民が小砂地区の美しい風景や文化を地域資源として活用できないかと考えたことがきっかけとなり、平成 24 年から地区ぐるみで「日本で最も美しい村」（NPO 法人「日本で最も美しい村」連合主催）への加盟を目指しました。

その結果、平成 25 年 10 月に県内で初めて加盟承認され、現在、地域住民が「小砂 village 協議会」を組織し、景観保全の取組や、住民と美術大学生との協働による「小砂環境芸術祭」の開催、民泊を取り入れた「棚田オーナークラブ」の運営、小砂焼窯元と連携した「芸術文化の里づくり」など多彩な活動を行っています。

## 3 基本方針の対象と目的

この基本方針は、ボランティア、社会貢献活動団体並びに企業等による社会貢献活動を対象とします。そして、これらの社会貢献活動の健全な発展を促進し、活力に満ちた地域社会と心豊かな県民生活を実現することを目的とします。

なお、この基本方針における「社会貢献活動」などの基本的な定義や考え方は、次の「4 社会貢献活動に関する基本的事項」のとおりとします。



#### 4 社会貢献活動に関する基本的事項

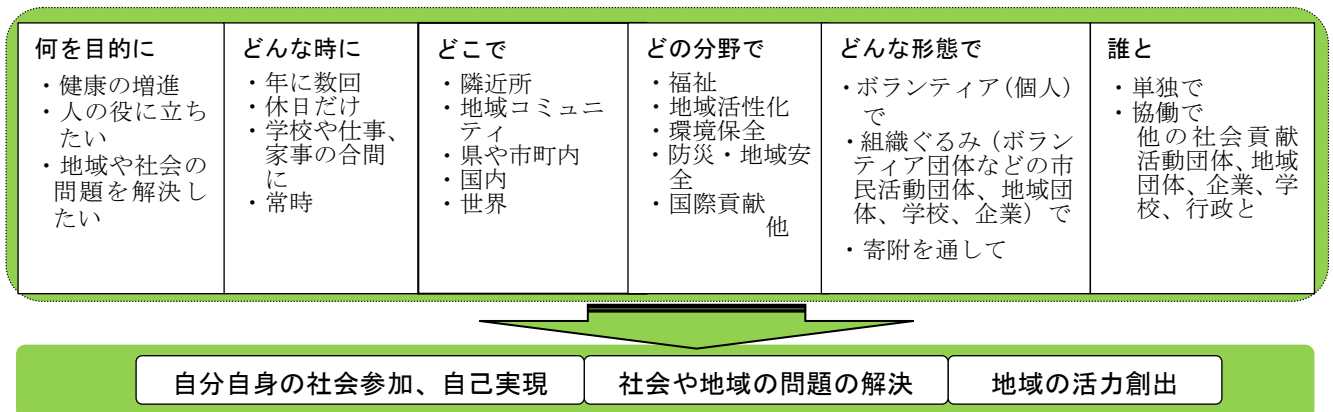
##### (1) 社会貢献活動

社会貢献活動とは、条例において「ボランティア活動その他の営利を目的とせず<sup>※7</sup>、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動であって、自発的に行うものをいう。」と定義しています<sup>※8</sup>。

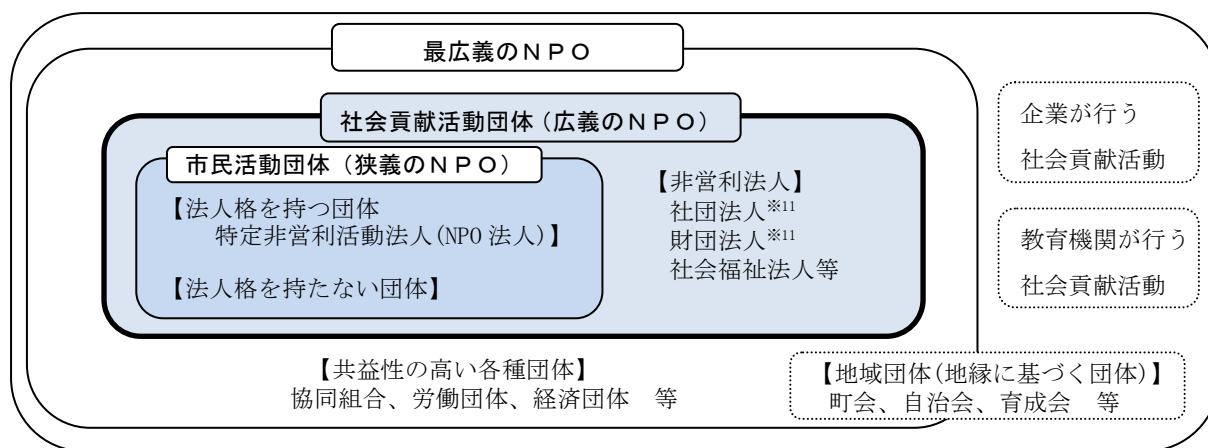
社会貢献活動は、一般的に“社会全体の利益になる活動”をいい、その内容は身近な地域活動から国際的な活動まで規模は様々です。また、社会貢献活動は、社会貢献活動団体（広義のNPO<sup>※9</sup>）が行うものだけではなく、共益を目的として組織された協同組合や労働団体、経済団体などの同業者による団体はその目的実現のために、社会貢献につながる活動を行うことがあります。さらに、企業や大学等の教育機関もCSR<sup>※10</sup>の一環として社会貢献活動を行っており、社会貢献活動は個人単位でも組織単位でも行われています（図表16）。

<p>※7 「営利を目的としない」の意味 「営利を目的としない」とは、「対価を相手方に求めず無償で活動する」ということではありません。対価を得て活動を行い、利益を上げたとしても、その利益を構成員（会員など）に分配せず、次に行う活動の目的を達成するための費用に充てていけば、それは「営利を目的としない」に該当します。</p>
<p>※8 除外される活動 条例で次の活動が社会貢献活動から除外されています。 ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動 ・政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動</p>
<p>※9 NPO NPOとは、「Non Profit Organization」を略したもので、一般に「民間非営利組織」と訳されています。本基本方針では、図表17のようにNPOを区分しましたが、その区分の考えには様々な見解があります。</p>
<p>※10 CSR（企業の社会的責任、Corporate Social Responsibility） 企業が利益を追求するだけではなく、社会の一員として企業が社会に与える影響に責任を持つこと。</p>

図表16 様々な社会貢献活動の姿



図表 17 社会貢献活動を行う様々な組織



※11 社団法人、財団法人  
 社団法人、財団法人は「剰余金の分配を目的としない社団または財団」で、それぞれ「公益社団法人、公益財団法人」、「一般社団法人、一般財団法人」に分けられます。このうち、「公益社団法人、公益財団法人」は公益（不特定多数の者の利益）目的の事業を行うことを主たる目的とする法人です。「一般社団法人、一般財団法人」は公益目的のほか、共益（構成員の利益）を目的として設立することができます。  
 社会貢献活動団体として図表17のように分類していますが、ここでは、公益目的の活動を行う社団法人または財団法人を想定しています。

## (2) ボランティアとボランティア団体

ボランティアとは、一般的に「自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する活動をする人」といわれ、ボランティアを行う人が集まって組織化されたものがボランティア団体です。

ボランティアの性格として、自らの意思で活動を行うことを重んじる「自主性・主体性」、日常に存在する問題に気づき他人に積極的に関わってほしいとする「社会性・連帯性」、報酬を求めない「無償性・無給性<sup>※12</sup>」があげられます。

※12 ボランティアの無償性・無給性  
 ボランティアに係る人件費相当分は無償ですが、活動に必要な経費は負担を求める場合があります。最近では、ボランティアを行う人と受ける人の心理的な対等性を確保する意味から、低額の利用料金を設定している例もあります。

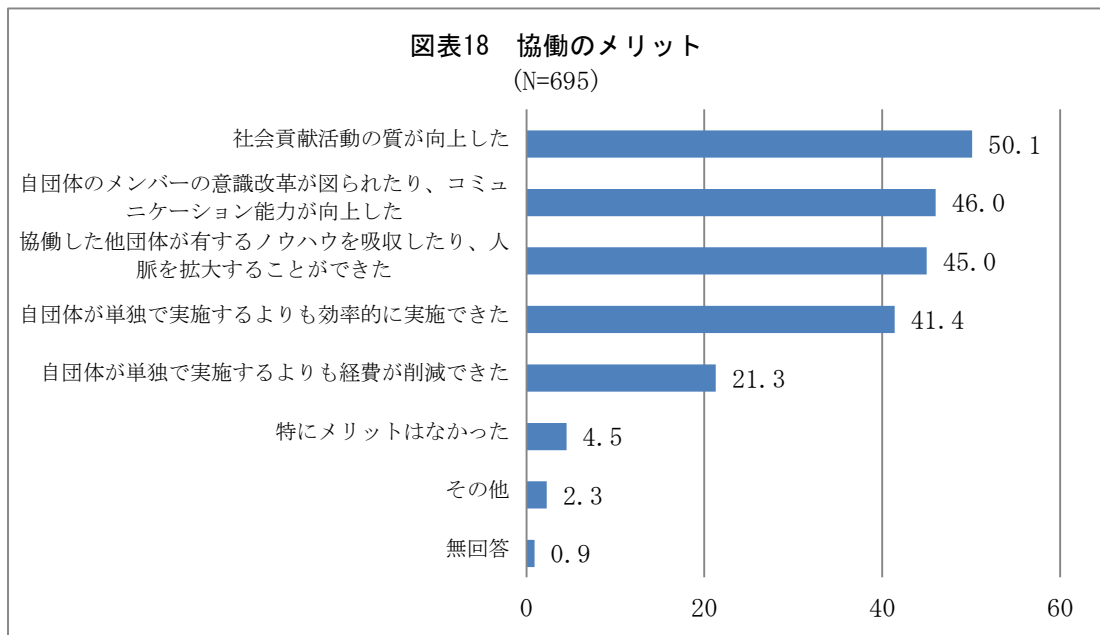
## (3) 協働

協働とは、「県民、ボランティア、社会貢献活動団体、地域団体、各種団体、企業、行政などの地域社会の構成員が、地域における課題解決のために、対等の立場で、互いの違いを認め補い合い、目的を共有しながら、連携・協力していくこと」をいいます。

協働は、本来、組織同士のつながりを想定した概念ですが、本県では組織と個人、個人同士の関係も含め、広く県民誰もがそれぞれの立場から連携・協力しあうことを「県民協働」と位置づけています。

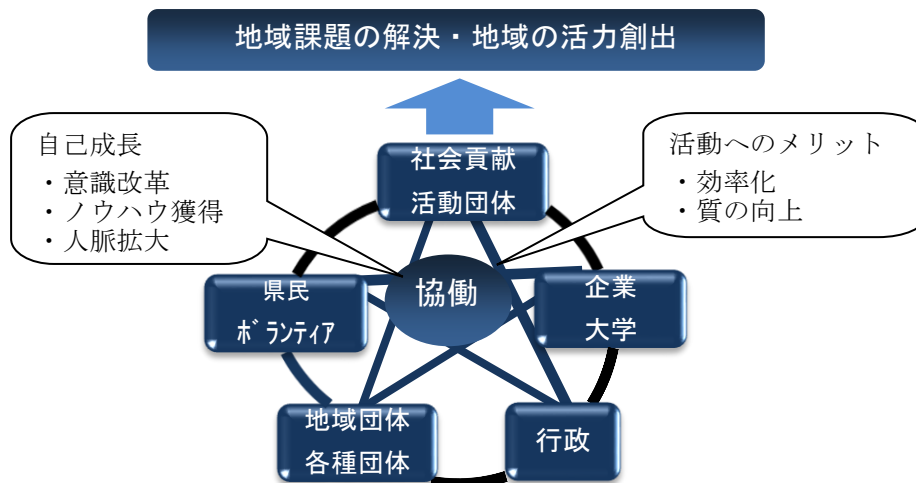
協働の効果としては、自己と異なる視点や資源（人材、経済力、ノウハウ、ネットワーク等）を持つ主体と協働することで、単独で実施するよりも活動の質が向上し、県民が多様できめ細かなサービスを受けることができるといわれています。また、協働した主体にあっては、お互いの差異を認め刺激し合うことで意識改革が進んだり、ノウハウ

の吸収により自己成長につながるという効果も期待されます（図表18、図表19）。



資料 栃木県社会貢献活動団体に関する実態調査(平成 27 年)

図表 19 多様な主体との協働



#### (4) 中間支援組織

中間支援組織とは社会貢献活動団体の育成・活動支援を行ったり、社会貢献活動団体と県民、企業、行政等の中間に位置して各主体間を取り持つ仲介役・調整役としての活動を行う組織をいいます。

行政が設置する市民活動支援センターや、社会貢献活動団体支援を目的として活動するNPO法人等などがあり<sup>※13</sup>、社会貢献活動団体の運営や活動に関するアドバイスや人材育成を行ったり、社会貢献活動に関する情報収集・発信、社会貢献活動団体のネットワークづくりなどを行っています。また、県民の社会貢献活動への意欲を活動につなぎ、住民主体のまちづくり・むらおこし活動を推進する役割も果たします。

県内各地域に中間支援組織が存在し、その機能が充実することで、社会貢献活動の量が拡大したり質が向上し、住民による地域づくりが活発化すると期待されています。



※13 県内の市民活動支援センター（平成27年度（2015年度）現在）

行政が設置しているセンターは、県による設置が1箇所、市町による設置が12箇所あります。運営は、公設公営の場合と公設民営（行政が設置し、NPO法人等が運営を任されているもの）の場合があります。

また、民設民営のセンターも2箇所あり、それぞれNPO法人等が得意分野を活かした活動を展開しています。

なお、生涯学習の推進や福祉に関わるボランティア活動支援の観点から設置されたセンターも、市民活動支援の拠点となっています。

### 【事例】市民活動支援センターの活動



月2回開催されている交流会「くららで話そ！」の様子（とちぎ市民活動推進センターくらら）



たんたん Cafe のキックオフイベント「たんたん Cafe☆sta」の様子

市民活動支援センターは、市民活動の拠点施設として、団体の運営支援、市民と社会貢献活動をつなぐ橋渡しなどを主な業務としていますが、地域の実情に合わせて多様な活動を行っています。

栃木市が平成17年（2005年）に設置した「とちぎ市民活動推進センター（愛称「くらら」）」は、指定管理者のNPO法人ハイジが運営しています。NPO法人が持つ市民活動のノウハウを活かし、社会貢献活動団体の運営支援の他、東日本大震災（平成23年（2011年））時の避難者支援、関東・東北豪雨（平成27年（2015年））時のボランティアセンター運営支援なども行っているほか、行政、社会福祉協議会、学校、地域団体等とのネットワーク形成にも力を入れています。

また、高根沢町の「志民活動サポートセンターたんたん Cafe」は、NPO法人や町社会福祉協議会、町との協働により平成26年（2014年）に発足しました。①絆づくり、②地域活性化、③地域包括をキーワードとして、“助け合い（共助・互助）のあるまちづくり”を目指し、町民、企業、NPO及び行政が相互に連携し、共に運営する“志民のネットワーク”であることを特長として活動を展開しています。

## 5 施策を展開するにあたっての基本的事項と各主体の役割

### （1）施策を展開するにあたっての基本的事項

県は、施策を展開するにあたって、次の事項を遵守します（条例第3条）。

#### ➤ 自発性・自立性の尊重

県は、社会貢献活動団体等が行う活動について、その自発性や自立性を尊重し、多様性や先駆性を発揮できるよう配慮します。

#### ➤ 協働の理念の尊重

県は、協働の手法による施策展開が適切である場合、社会貢献活動団体等と事前に相互理解を深め、対等な関係のもと、目的の共有、役割分担の明確化、終期の設定など、協働の理念に基づき取組を進めます。

### （2）施策を展開するにあたっての各主体の役割

県は、地域の多様な主体とともに社会貢献活動を促進することとしており、各主体は次の役割を果たすことを期待されています。

## ① 県民

### ア 社会貢献活動への理解と実践

県民一人ひとりが地域社会の構成員であることを意識し、社会貢献活動の意義について理解を深め、ライフスタイルやライフステージに合わせて、できることから実践を始めます。

### イ 活動情報の収集と活動への参加

社会貢献活動団体などが開催する各種イベントや講座など、様々な機会に社会貢献や地域貢献に関する情報の収集と活動への参加に努めます。

### ウ 行政の政策策定過程への参画

県民自らが行政の審議会委員等へ参画したり、パブリックコメントへ意見を提出するなど、行政の政策や施策の策定に県民の意見を積極的に発信していきます。

## ② 社会貢献活動団体

### ア 地域づくりの担い手としての活動

柔軟な発想やネットワーク、専門性を活かして、他の社会貢献活動団体、地域団体、各種団体、企業、大学、行政等と連携し、地域づくりの主体として活躍することにより、複雑多様化する地域課題に対応したサービスの提供や地域活性化を図ります。

### イ 社会貢献活動の場の提供

社会貢献活動に関する情報発信や自団体の情報公開を積極的に行い、県民の理解促進、意欲喚起を図り、社会貢献活動実践の場を提供することで県民の社会参加を促進します。

### ウ 活動基盤の強化

社会貢献活動を継続的・安定的に行うため、資金調達や人材育成、運営方針の決定、会計処理、情報公開などに関するマネジメント能力の向上に努めます。

## ③ 地域団体

### ア 住民同士の交流促進

地域住民が参加しやすい催しの開催など、住民同士の交流機会を増やし、地域づくりに参加する住民のネットワークを強化します。

### イ 地域の課題解決に向けた協働による取組

地域の課題について自ら考え、行動し、解決に努めるとともに、社会貢献活動団体、企業、行政等との協働による取組も進めていきます。

## ④ 企業

### ア CSR等を通じた社会貢献活動への参画

地域社会の構成員として、社会貢献活動を自ら行います。また、企業としての利潤確保と地域住民や社会が求める社会的課題の解決を両立させる企業経営についても理解を深めていきます。

### イ 企業内の意識改革と活動支援

従業員に対して社会貢献活動に対する意識啓発を行うとともに、ボランティア休暇の導入・活動機会の提供などにより実践の支援に努めます。

ウ 社会貢献活動団体や地域団体等との協働

社会貢献活動に関する情報公開を進め、社会貢献活動団体や地域団体等との連携の機会提供に努めます。また、企業の持つ資源を有効に活用しながら協働し、地域課題の解決や地域活性化に取り組みます。

⑤ 高等教育機関等

ア シンクタンク機能の発揮

社会貢献活動や社会貢献につながる研究を行い、その成果を広く県民に情報提供します。また、地域課題の解決や地域活性化に向けた企画・調整役を担います。

イ 人材の育成と実践の支援

地域課題の解決や社会貢献活動の担い手となる人材を育成したり、学生によるボランティア活動の支援などを行います。

⑥ 市町

ア 地域の実情に応じた社会貢献活動促進施策の展開

住民に最も身近な行政機関として、地域固有の特定課題に対して、地域の実情に応じたきめ細かな社会貢献活動促進施策を展開します。

イ 市民活動の健全な発展の促進と住民主体の地域づくりの推進

社会貢献活動団体や地域団体、各種団体、企業等との交流を促進し、住民自治の基本である協働による住民主体の地域づくりを推進します。

ウ 新たな住民サービスの提供

地域を構成する一員として協働による取組に参加するとともに、社会貢献活動団体等の柔軟性や先駆性、専門性を必要に応じて取り入れ、新たな住民サービスの提供に努めます。

### (3) 県の役割と責務

県は、社会貢献活動の促進に関する施策を総合的に策定・調整するとともに、次の責務を有します（条例第4条、第10条～第16条）。

① 県民の社会貢献活動への理解促進

社会貢献活動に関する県民の関心及び理解を深めるため、啓発活動、広報活動等を行います。

② 情報の収集・提供等

社会貢献活動への県民の積極的な参加を促進するため、社会貢献活動団体やボランティア、寄附等に関する情報の収集及び提供を行います。

③ 人材の育成

社会貢献活動に関する専門的な知識を有する人材を育成し、地域づくりにおけるリーダーを養成します。

④ 交流等の促進

県民、ボランティア、社会貢献活動団体、地域団体、各種団体、企業、大学、行政の交流及び連携を促進します。

⑤ 拠点機能の運営

社会貢献活動の促進に関する施策を効果的に実施するため、とちぎボランティア

NPOセンター（愛称「ぽ・ぽ・ら」）を運営し、県域センター機能の拡充に努めるとともに、市町の市民活動支援センターとの連携強化を図ります。

⑥ 調査研究

社会貢献活動が円滑に行われるための方策に係る調査研究その他の社会貢献活動の促進に関し必要な調査研究を推進します。

⑦ 社会貢献活動団体の基盤強化の支援

社会貢献活動団体がその組織及び運営の基盤を強化することができるよう、必要な支援に努めます。

## 6 施策の実施に際しての県の姿勢

### （１）基本方針の策定及び実施に際して配慮する事項

① 市町との連携

県内各地域の実情に応じた施策を進めるためには、市町との緊密な連携が重要です。情報交換や意見交換を行うとともに、NPO法の施行に関する知事の権限の一部を市町に移譲するなど、市町における社会貢献活動を通じた地域づくりを支援します。

② 職員の社会貢献活動及び協働に関する理解促進及び実践の機会提供

各職員に社会貢献活動及び協働に関する理解を深め、県行政において協働の手法を十分に活用できるよう研修等を実施します。また、職員自らが県民として社会貢献活動に参加できるようボランティア休暇制度の周知を図るとともに実践の機会を提供します。

### （２）施策の推進体制

① 有識者会議の運営

活動実践者、経済団体・企業関係者、学識経験者、市町行政関係者から構成される「栃木県社会貢献活動促進懇談会」を運営し、県が行う社会貢献活動の促進施策について意見を聴き、効果的かつ透明性の高い施策展開を図ります。

② 栃木県県民協働推進本部の運営

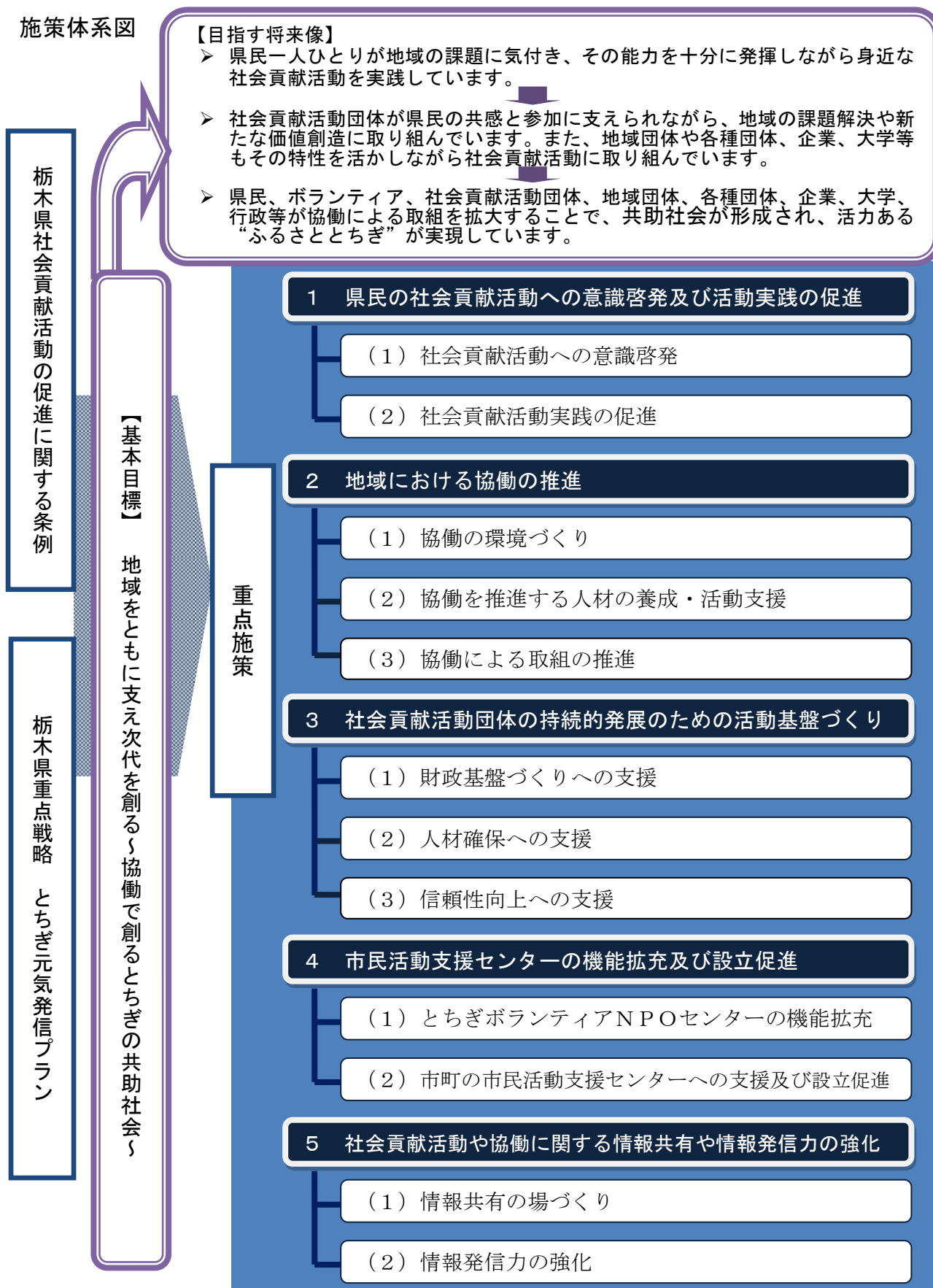
本県における社会貢献活動の促進及び協働に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、知事を本部長とする庁内組織「栃木県県民協働推進本部」を置き、部局横断的な施策展開を図ります。

③ 市町との実務担当者会議の開催

市町と連携して地域のニーズに合った施策を円滑かつ効果的に進めるため、実務担当者会議を開催します。

## 第4章 重点施策

### 施策体系図



## 1 県民の社会貢献活動への意識啓発及び活動実践の促進

### (1) 施策の方向性

県は、県民が社会貢献活動への第一歩を踏み出し、活動を継続できるよう、それぞれのライフスタイルやライフステージの違いに着目した意識啓発や情報提供、学習の推進、活動参加へのきっかけづくり等を行います。

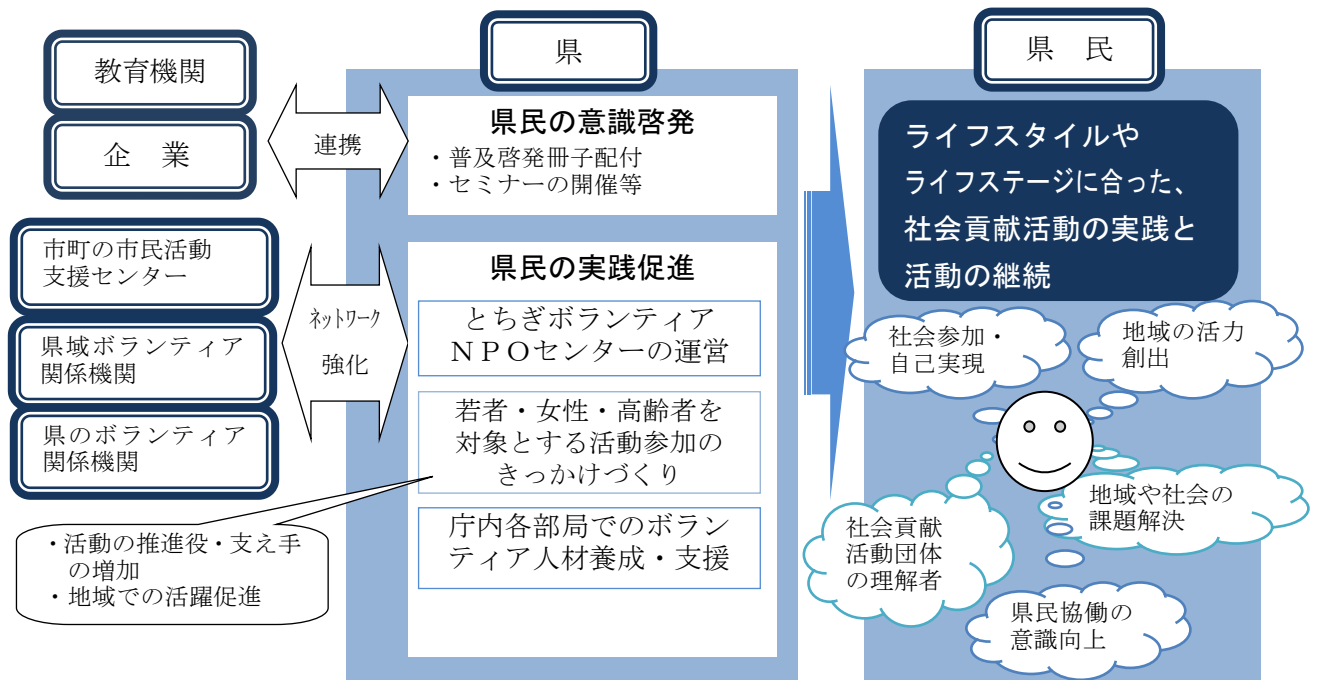
- 県民に社会貢献活動の意義や大切さについて意識を高めてもらうための普及啓発活動に取り組みます。
- 地域の実情に応じた社会貢献活動が展開されるよう、社会貢献活動の推進役や支え手の育成に努めます。特に、社会貢献活動に関心を持ちつつも取組の契機がないという若者や女性の参加を促進するためのきっかけづくりに取り組みます。
- 社会貢献活動をサポートする関係機関との連携を強化し、県民に社会貢献活動に関する様々な情報の提供を行います。
- 社会貢献活動の一つである寄附について意識啓発を行います。

### (2) 具体的な取組等

施 策	具体的な取組
<b>①社会貢献活動への意識啓発</b> ○地域、学校、職場等で取り組める社会貢献活動の具体例の紹介 ○寄附文化醸成のための広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民向けボランティア普及啓発冊子や体験集の配付</li> <li>・ 教育機関と連携した、ボランティア活動に関する学習の推進</li> <li>・ 職業生活を通して培われた能力を活かした社会貢献活動や、シニア世代が社会貢献活動等に取り組むきっかけづくりのためのセミナー等の開催</li> <li>・ 寄付月間（12月）における広報活動</li> <li>・ 寄附の意義や寄附した際の税制優遇に関する情報の広報紙等への掲載</li> </ul>
<b>②社会貢献活動実践の促進</b> ○ボランティア関係機関との連携強化による情報提供等 ○活動参加のきっかけづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ とちぎボランティアNPOセンター（愛称「ぼ・ぼ・ら」）による相談、コーディネート、情報提供等</li> <li>・ 栃木県生涯学習ボランティアセンター、栃木県社会福祉協議会、とちぎ生涯現役シニア応援センター（愛称「ぷらっと」）等の県域関係機関との連携</li> <li>・ とちぎボランティアNPOセンター及び市町の市民活動支援センターとの連携による社会貢献活動の支援</li> <li>・ 若者の社会貢献活動を促進するためのマッチングイベントの地域別開催や、地域活動参加を促進するためのボランティア体験事業の実施</li> <li>・ 女性の社会貢献活動の場を広げるためのワークショップやボランティア体験事業の実施</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域でのボランティア活動等の担い手となる高齢者を養成するための学習機会の提供</li> <li>・県庁各部署が行う災害・福祉・環境・産業・公共事業・教育など各分野におけるボランティア養成・活動支援事業の推進</li> <li>・社会貢献活動に顕著な功績のあった団体等に対する顕彰としくみづくりの推進</li> </ul>
--	--

図表20 県民の社会貢献活動への意識啓発及び活動実践の促進



## 2 地域における協働の推進

### (1) 施策の方向性

県は、人口減少等に伴う地域課題の解決や活力ある地域づくりのために、県民、ボランティア、社会貢献活動団体、地域団体、各種団体、企業、大学、行政など地域の多様な主体が、協働の手法を活用できるよう理解を深めてもらいます。そして、協働の取組が進むよう、団体間の交流促進や人材の養成、協働の環境づくりなどを推進します。

- 県民に協働の意義や手法について理解を深めてもらうため、普及啓発活動を行います。
- 地域の多様な構成員同士が互いの特性や考え方などについて理解を深め、「顔の見える関係」を築きながら協働による取組の実践が行われるよう、意見交換や交流の場を設けます。
- 地域の課題に対応したり、地域の特色を活かした協働による取組が活発に行われるよう、地域における協働の推進役となる人材を増やします。
- 県民や社会貢献活動団体、地域団体、各種団体、企業、大学などが行う協働による取組に対して必要な支援を行うとともに、県の各事業においても必要に応じて協働の手法を有効に活用します。

### (2) 具体的な取組

施 策	具体的な取組
<b>①協働の環境づくり</b> ○協働に関する理解促進 ○相互理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とちぎ県民協働推進月間（11月）における広報活動</li> <li>・「とちぎ協働アドバイザー」の派遣による協働の手法の理解・活用促進</li> <li>・社会貢献活動団体等と県との意見交換会の開催及び協働による取組検討・協議の場づくり</li> <li>・行政職員向け理解促進研修の実施</li> </ul>
<b>②協働を推進する人材の養成・活動支援</b> ○地域ごとの協働の推進役となる人材の養成及び活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域協働推進員（仮称）」養成のための研修実施及び市町の活動支援センター等との連携による活動支援</li> <li>・県コミュニティ協会との連携による地域団体のリーダー育成</li> </ul>
<b>③協働による取組の推進</b> ○地域の多様な主体による協働による取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町や住民主体の地域づくり団体等が行う地域づくり活動への支援</li> <li>・若者の地域活動参加を促進するボランティア体験事業の実施（再掲）</li> <li>・企業と社会貢献活動団体や地域団体との協働を促進するためのセミナー等の開催</li> <li>・県と企業との協働を円滑に推進するための「協働推進サポートデスク」の設置</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域教育コーディネーターや地域連携教員を中心とする、学校・家庭・地域の連携推進</li> <li>・県庁各部署が実施する防災・福祉・環境・産業・公共事業・教育など各分野における協働事業の推進</li> </ul>
--	--

図表 21 地域における協働の推進



### 3 社会貢献活動団体の持続的発展のための活動基盤づくり

#### (1) 施策の方向性

県は、社会貢献活動団体が、県民の共感と信頼を得ながら県民参加のもと、持続的に活動に取り組むことができるよう、組織及び運営の基盤づくりを支援します。

- 社会貢献活動団体の資金調達力や人材確保・育成等の技術向上を図るため、情報提供や学習の機会を設けます。
- 社会貢献活動団体の活動について県民の意識を高め、団体の活動への支援や参加を呼びかけます。
- NPO法に基づく認定NPO法人制度を周知するとともに、法の適正な運用を行います。
- NPO法人向け融資制度や県税軽減措置を通して、NPO法人の運営を支援します。

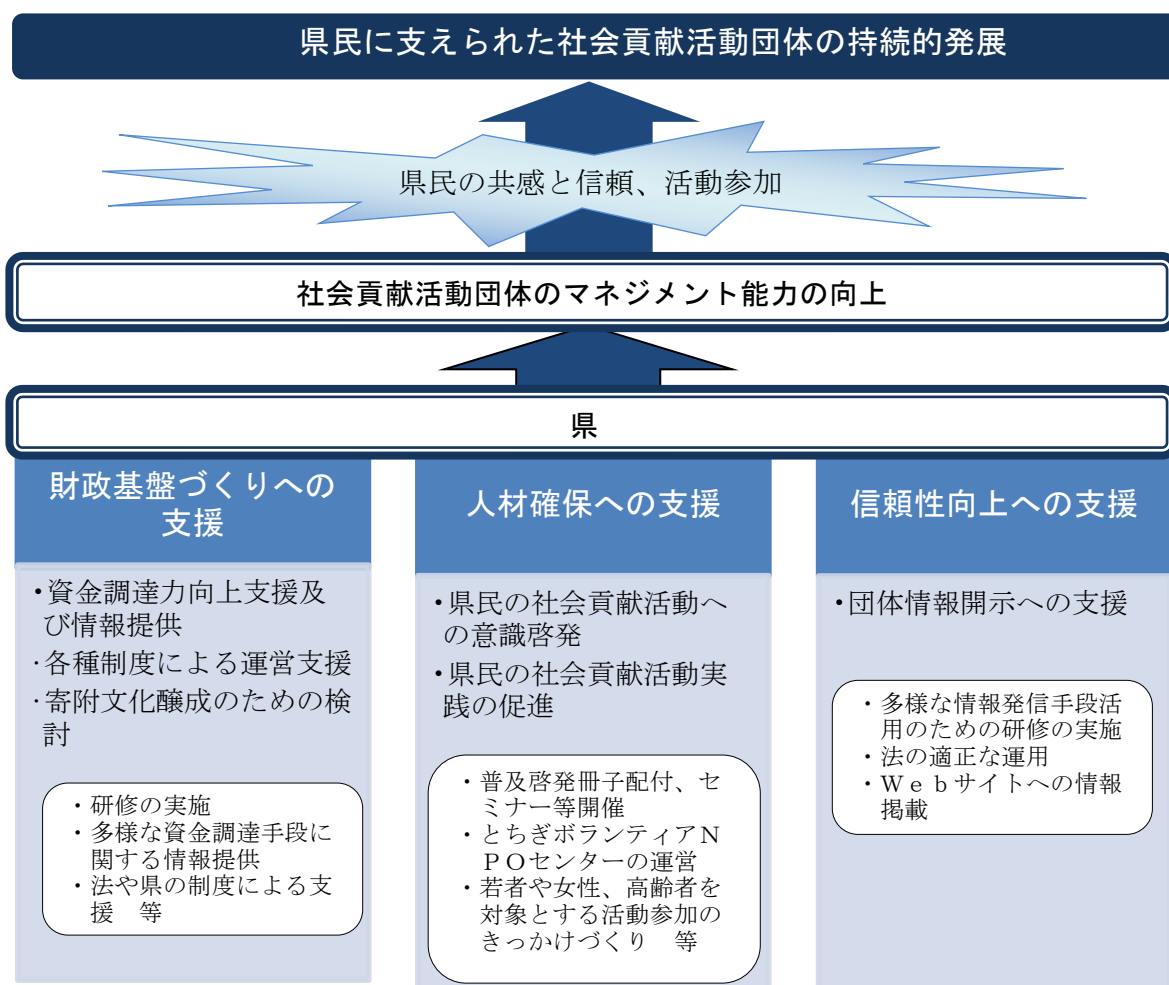
#### (2) 具体的な取組

施 策	具体的な取組
<p><b>①財政基盤づくりへの支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○資金調達力向上支援及び情報提供</li> <li>○各種制度によるNPO法人の運営支援</li> <li>○寄附文化醸成のための検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金調達に関するノウハウを有する人材を育成するための研修の実施</li> <li>・クラウドファンディング<sup>※14</sup>などの資金調達に関する情報の提供</li> <li>・コミュニティ・ビジネスに関する情報の提供</li> <li>・「栃木県NPO活動基盤サポート資金融資制度」の運用及び金融機関による融資制度に関する情報提供</li> <li>・認定NPO法人制度の周知及び適正な運用</li> <li>・県税の軽減措置による運営支援</li> <li>・寄附文化を醸成するための効果的手法の検討</li> </ul>
<p><b>②人材確保への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会貢献活動への意識啓発</li> <li>○社会貢献活動実践の促進</li> </ul>	<p>(「1 県民の社会貢献活動への意識啓発及び活動実践の促進」の再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民向けボランティア普及啓発冊子や体験集の配付</li> <li>・教育機関と連携した、ボランティア活動に関する学習の推進</li> <li>・職業生活を通して培われた能力を活かした社会貢献活動や、シニア世代が社会貢献活動等に取り組むきっかけづくりのためのセミナー等の開催</li> <li>・若者の社会貢献活動を促進するためのマッチングイベントの地域別開催</li> <li>・女性の社会貢献活動の場を広げるためのワークショップやボランティア体験事業の実施</li> <li>・地域でのボランティア活動等の担い手となる高齢者を養成するための学習機会の提供</li> <li>・とちぎボランティアNPOセンター(愛称「ぼ・ぽ・ら」)による相談、コーディネート、情報提供等</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁各部署が行う災害・福祉・環境・産業・公共事業・教育など各分野におけるボランティア養成・活動支援事業の推進</li> </ul>
<b>③信頼性向上への支援</b> ○団体情報開示への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルメディアを活用した情報発信のノウハウを習得するための研修等の実施</li> <li>・NPO法の適正な運用</li> <li>・国が運営するNPOホームページへの県によるNPO法人事業報告書等掲載</li> <li>・とちぎ地域・協働・創造Webサイト（とちぎボランティアNPOセンターホームページ）への団体情報掲載</li> </ul>

※14 クラウドファンディング  
 群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語で、インターネットを使って事業内容や目標金額などを提示し、不特定多数に寄附や出資等呼びかけ、必要額が集まれば事業を実行するという資金集めの手法をいいます。

図表 22 社会貢献活動団体の持続的発展のための活動基盤づくり



#### 4 市民活動支援センターの機能拡充及び設立促進

##### (1) 施策の方向性

市民活動支援センターは、社会貢献活動の拠点であり、人や団体を繋ぐコーディネートを行うなど、県民の社会貢献活動促進や協働推進のために身近な支援機関として重要な役割を果たしています。

このため、県は、市町の市民活動支援センターとの役割分担のもと、とちぎボランティアNPOセンター（愛称「ぼ・ぽ・ら」）の県域センターとしての機能を拡充します。

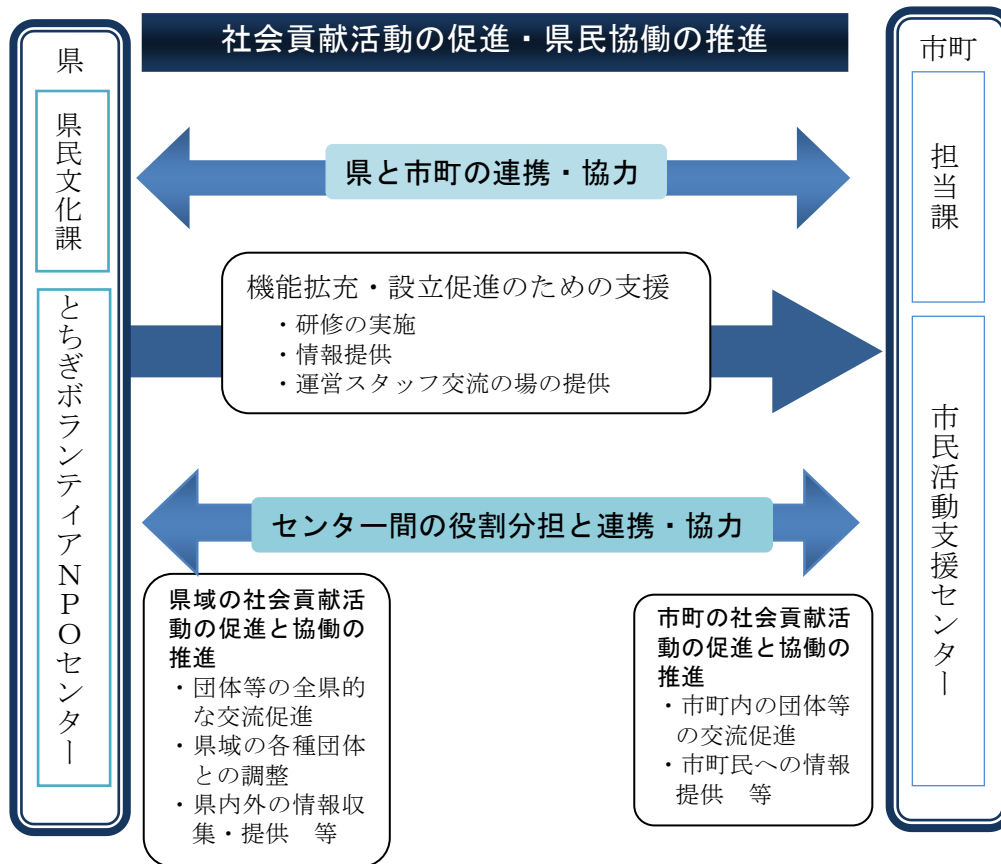
また、市町の市民活動支援センターの機能拡充及び設立促進のための支援を行います。

- ▶ とちぎボランティアNPOセンターは、県内外の情報収集や発信、全県的な交流促進、県域団体との調整、市町の市民活動センターへの支援、社会貢献活動や協働に関する調査・研究等を行います。
- ▶ 各市町の市民活動支援センターと、とちぎボランティアNPOセンターの連携強化により、相互の機能強化を図ります。
- ▶ 市民活動支援センターが未設置の市町について、地域の特色に応じたセンターの設立ができるよう、調査や研修を行う機会を提供します。

##### (2) 具体的な取組

施 策	具体的な取組
<b>①とちぎボランティアNPOセンターの機能拡充</b> ○県域センター機能の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会貢献活動団体や地域団体の全県的な交流促進</li> <li>・県域ボランティア関係機関や各種県域団体との情報交換及び市町の活動支援センターへの情報提供</li> <li>・市民活動支援センター間のネットワーク強化のための会議の開催</li> <li>・社会貢献活動や協働に関する調査・研究</li> </ul>
<b>②市町の市民活動支援センターへの支援及び設立促進</b> ○情報提供や研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動支援センター設置に関する助言</li> <li>・先進的な取組を行う県内外の市民活動支援センターの運営に関する情報提供や視察研修の実施</li> <li>・とちぎボランティアNPOセンターによる、市民活動支援センタースタッフ研修の実施及び交流の場の提供</li> </ul>

図表 23 市民活動支援センターの機能拡充及び設立促進



## 5 社会貢献活動や協働に関する情報共有や情報発信力の強化

### (1) 施策の方向性

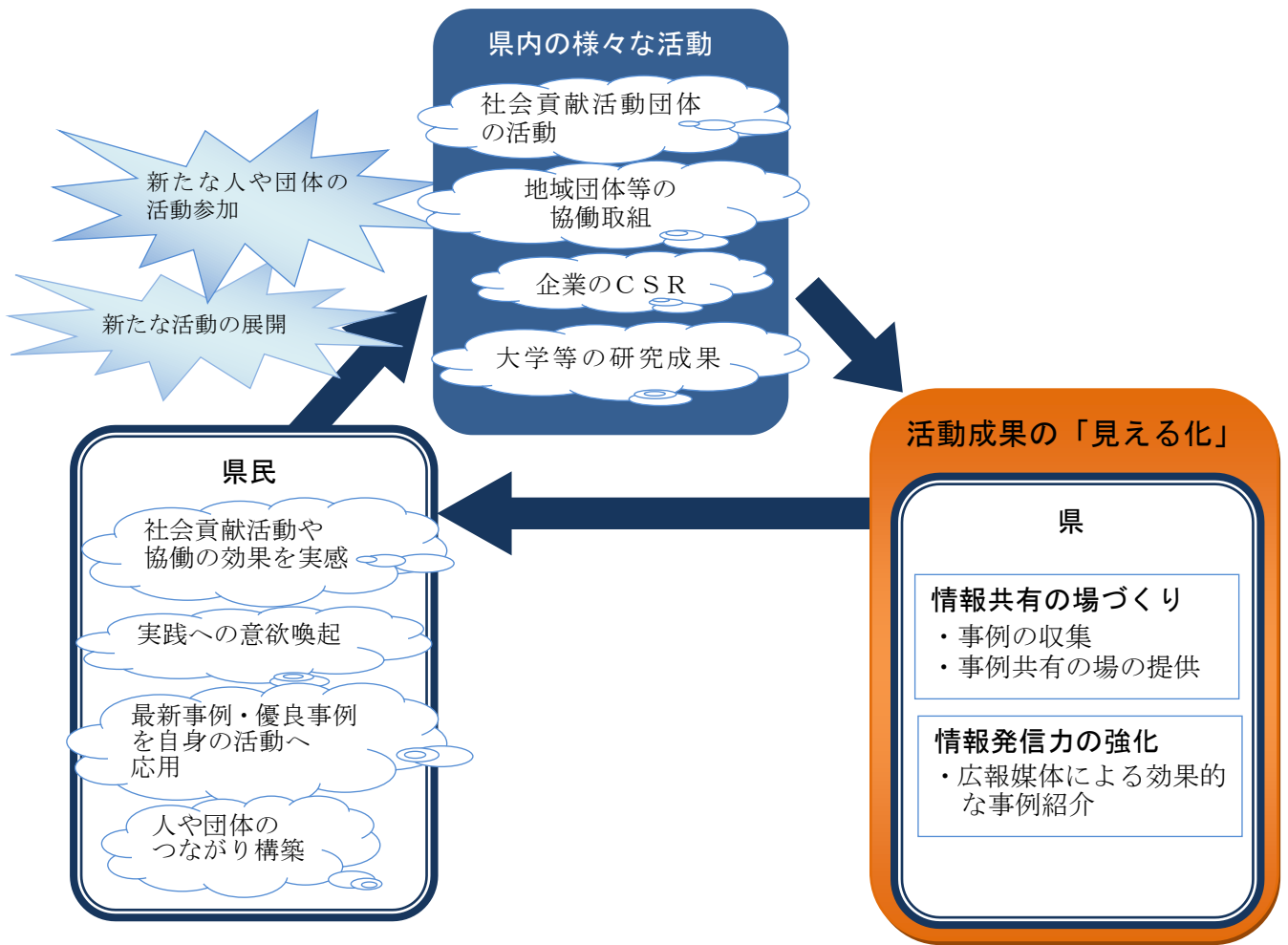
県は、社会貢献活動や協働取組の実例とその成果を分かり易く県民に伝え（「見える化」）、県民の共感を得ることで、活動や取組への参加につなげます。また、先進的な活動事例を県民が知る機会をつくり、新たな社会貢献活動や協働取組のヒントとしてもらいます。

- 県内各地で行われている最新の社会貢献活動や協働による取組について、県民が情報を共有したり、活動に関わる人や団体が交流する場を設けます。
- 県内外の先進事例を県民に知ってもらうため、マスメディアやWebサイト等の各種広報媒体を活用した情報発信を行います。

### (2) 具体的な取組

施策	具体的な取組
①情報共有の場づくり ○報告会・交流会の開催	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会貢献活動や協働による取組実践事例の収集</li><li>・ボランティア、社会貢献活動団体、地域団体、各種団体、企業、による実践事例の全県的な報告会や交流会の開催等</li></ul>
②情報発信力の強化 ○広報媒体による効果的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"><li>・県ホームページ並びにとちぎ地域・協働・創造Webサイト（とちぎボランティアNPOセンターのホームページ）、マスメディア等を利用した実践事例の紹介</li><li>・とちぎボランティアNPOセンターのfacebookによる情報発信</li></ul>

図表 24 社会貢献活動や協働に関する情報共有や情報発信力の強化



## 栃木県社会貢献活動の促進に関する条例(平成十五年栃木県条例第一号)

社会貢献活動は、自らの意識でとらえた社会的課題を自ら解決しようとする活動である。

私たちは、これまで、福祉、教育、環境保全、国際協力など様々な分野において、ボランティア活動をはじめとする社会貢献活動を積極的に進めてきた。

社会貢献活動は、多種多様な社会的課題に柔軟かつ機動的に対応できるものとして、これからの地域社会を支えるとともに、社会参加を通して個人の自己実現を図るものと期待されている。

地域における暮らしの豊かさを高め、本県が今後とも活力ある発展を続けていくためにも、社会貢献活動について理解を深めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場を通じて、社会貢献活動を実践することの重要性を認識することが必要であり、県、県民、事業者、社会貢献活動団体及び市町村が、相互理解に基づく対等な関係の下に協働し、社会貢献活動を促進していくことが重要である。

ここに、私たちは、社会貢献活動の健全な発展を促進し、活力に満ちた地域社会と心豊かな県民生活を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

**第一条** この条例は、社会貢献活動の促進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、社会貢献活動の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、社会貢献活動の促進に関する施策を総合的に推進し、もって活力に満ちた地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第二条** この条例において「社会貢献活動」とは、ボランティア活動その他の営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動であって、自発的に行うものをいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

- 一 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- 二 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- 三 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

2 この条例において「社会貢献活動団体」とは、社会貢献活動を主として行う団体をいう。

(基本理念)

**第三条** 社会貢献活動の促進は、社会貢献活動の自発性が尊重され、及び自立性が確保されることを旨として行われなければならない。

2 社会貢献活動の促進は、県、県民、事業者、社会貢献活動団体及び市町村が相互理解に基づく対等な関係の下に協働することを旨として行われなければならない。

(県の責務)

**第四条** 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、社会貢献活動の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の役割)

**第五条** 県民は、基本理念にのっとり、社会貢献活動に関する理解を深め、及び社会貢献活動に参加するように努めるものとする。

(事業者の役割)

**第六条** 事業者は、基本理念にのっとり、社会貢献活動に関する理解を深め、及び社会貢献活動の促進に努めるものとする。



(社会貢献活動団体の役割)

**第七条** 社会貢献活動団体は、基本理念にのっとり、社会貢献活動を行うとともに、当該社会貢献活動に関する情報を公開すること等により、社会貢献活動に関する県民の理解を深めるように努めるものとする。

(県と市町村との協力)

**第八条** 県及び市町村は、それぞれが実施する社会貢献活動の促進に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(施策の基本方針)

**第九条** 知事は、社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 社会貢献活動の促進に関する基本的方向
  - 二 社会貢献活動の促進に関し講じようとする施策の基本的事項
  - 三 社会貢献活動の促進に関する施策の策定及び実施に際し配慮すべき事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、社会貢献活動の促進に関する重要事項
- 3 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(県民の関心及び理解)

**第十条** 県は、啓発活動、広報活動等を通じて、社会貢献活動の促進に関する県民の関心及び理解を深めるため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供等)

**第十一条** 県は、社会貢献活動への県民の積極的な参加を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

**第十二条** 県は、社会貢献活動に関する専門的な知識を有する人材を育成するため、必要な措置を講ずるものとする。

(交流等の促進)

**第十三条** 県は、県民、事業者、社会貢献活動団体及び市町村の相互の交流及び連携を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(拠点機能の整備)

**第十四条** 県は、社会貢献活動の促進に関する施策を効果的に実施するため、社会貢献活動を促進するための拠点となる機能を整備するように努めるものとする。

(調査研究)

**第十五条** 県は、社会貢献活動が円滑に行われるための方策に係る調査研究その他の社会貢献活動の促進に関し必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(基盤の強化)

**第十六条** 県は、社会貢献活動団体とその組織及び運営の基盤を強化することができるようにするため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

社会貢献活動関係年表(平成10年(1998年)～平成27年(2015年))

※太字は全国的な動き

年	国・県の動き
平成 10年(1998年)	3月 <b>特定非営利活動促進法公布</b> 8月 那須豪雨発生 10月 特定非営利活動促進法施行条例公布 12月 <b>特定非営利活動促進法施行</b> 特定非営利活動促進法施行条例施行
11年(1999年)	4月 県内初の特定非営利活動法人を認証
12年(2000年)	
13年(2001年)	<b>国連ボランティア国際年</b> 10月 <b>租税特別措置法改正法施行による認定特定非営利活動法人制度創設</b>
14年(2002年)	5月 「栃木県NPO等活動促進に関する基本方針」策定 6月 「栃木県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例」公布・施行 12月 栃木県NPO等活動促進懇談会報告書「栃木県NPO等活動促進に関する報告書」提出
15年(2003年)	3月 「栃木県社会貢献活動の促進に関する条例」公布 4月 同条例施行 11月 とちぎボランティアNPOセンター(愛称「ぼ・ぼ・ら」)開設
16年(2004年)	2月 栃木県総合計画「とちぎ元気プラン」の基本姿勢の一つとして「新たな“公”を拓く」を示す 6月 栃木県NPO活動基盤サポート資金融資制度開始
17年(2005年)	
18年(2006年)	
19年(2007年)	4月 特定非営利活動促進法に係る事務の一部を希望する市町に権限移譲開始(以降順次移譲) 6月 <b>公益法人制度改革関連3法(新公益法人制度)公布</b>
20年(2008年)	7月 国「国土形成計画(全国計画)」で「新しい公共」による地域づくりの考え方を示す 12月 <b>公益法人制度改革関連3法施行</b>
21年(2009年)	
22年(2010年)	3月 県議会に「県民協働推進対策特別委員会」を設置 6月 <b>国新しい公共円卓会議「新しい公共宣言」発表</b> 12月 県議会県民協働推進対策特別委員会報告書提出
23年(2011年)	2月 栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」の基本姿勢の一つとして「新たな時代の“公”を実現する」を示す 3月 <b>東日本大震災発生</b> 5月 「栃木県社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針」策定 6月 国「新しい公共支援事業」を「栃木県新たな公の担い手支援事業」として事業実施(～平成25年9月) 10月 11月を「とちぎ県民協働推進月間」と定める
24年(2012年)	
25年(2013年)	4月 <b>国「共助社会づくり懇談会」設置</b>
26年(2014年)	
27年(2015年)	3月 <b>国共助社会づくり懇談会報告書「共助社会づくりの推進について」提出</b> 8月 12月を「寄付月間」と定める(寄付月間推進委員会) 9月 関東・東北豪雨発生



VERY   
GOOD  
LOCAL  

---

とちぎ

栃木県社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針  
(平成28年度～32年度)

編集・発行 栃木県

平成28年2月

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県県民生活部県民文化課県民協働推進室

電話 028-623-3422

ファクシミリ 028-623-2121

メールアドレス kyodo@pref.tochigi.lg.jp